

総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 電力システム改革小委員会
第14回制度設計ワーキンググループ

1. 日時 平成27年7月28日（火）18：00～21：17

2. 場所 経済産業省17階第1～第3共用会議室

3. 議題

(1) オブザーバー説明

(金本オブザーバー)

- ・ 電力広域的運営推進機関の活動状況について

(2) (1)に関する自由討議（含む質疑応答）

(3) 事務局・オブザーバー説明

(事務局)

- ・ 電力システムの増強・敷設に係る発電事業者の費用負担に関するガイドライン等について
- ・ 卸電力市場の活性化策について
- ・ 卸電力取引所の指定法人化について
- ・ 小売全面自由化に係る詳細制度設計について
- ・ 小売全面自由化後の供給計画・需給計画について
- ・ 小売全面自由化に向けた検証の進め方について
- ・ 本ワーキンググループでこれまで検討してきた事項の今後の扱いについて

(山口オブザーバー)

- ・ 託送業務システムの開発状況について

(4) 自由討議（含む質疑応答）

4. 議事本文

○安永調整官

定刻となりましたので、ただいまから総合資源エネルギー調査会基本政策分科会電力システム改革小委員会第14回制度設計ワーキンググループを開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、本日もご多忙のところご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

大橋委員は、本日、所用によりまして少々おくれましてのご参加というふうになります。また、本日も議題に関係の深い関係者の方々にオブザーバーとしてご参加をいただいております。公正

取引委員会調整課の片桐課長の代理で井堀課長補佐、消費者庁消費者調査課の岡田課長、電力広域的運営推進機関の金本理事長、大口自家発電施設者懇話会の池田様、S Bパワー株式会社の児玉様、一般社団法人日本風力発電協会の祓川様、一般社団法人日本卸電力取引所の村上理事長、それから東京電力株式会社の山口副社長にご参加をいただいております。ご多忙のところご足労いただきまして、御礼を申し上げます。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

本日、電力広域的運営推進機関の金本理事長にご出席いただいておりますけれども、ご都合により途中でご退席されますことから、電力広域的運営推進機関に関する議題について先に取り扱うという形をお願いできればと考えております。

金本理事長のご退席後は、遠藤理事に引き続きご出席いただく予定でございます。

それでは、以降の議事進行は横山座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いたします。

○横山座長

皆さん、こんばんは。本日も夜のこの時間に——といってもまだ明るいんですけども、また暑い中をお集まりいただきまして、ありがとうございます。

本日が最後のワーキンググループということで、2年間にわたって活発にご議論いただきましたけれども、またきょうも活発にご審議をいただければというふうに思います。

今後のスケジュールは、後ほど事務局のほうからご連絡あるかというふうに思います。

それでは、先ほど安永さんのほうからご説明がありましたように、本日はまず電力広域的運営推進機関の金本理事長様から活動状況についてご説明いただき質疑応答をしまして、そのあとにそれ以外の資料説明と討議をさせていただければというふうに思います。

それでは、金本理事長、よろしくお願いたします。

○金本オブザーバー

広域機関の金本でございます。前日に引き続きまして我々の活動について紹介をさせていただく機会をお与えいただきまして、大変ありがとうございます。

本日は、目次でございますように、主に委員会等を設置して検討を行っております内容についてご紹介をさせていただきます。

それでは、おめくりいただきまして、まず最初に3スライド目でございますが、広域系統整備委員会の検討状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

この委員会は4月に設置しまして、広域系統長期方針、それから具体的な広域系統整備計画、これら2つの案件を検討しております。

次のスライドに行ってくださいまして、まず広域系統長期方針につきましては10年を超える期

間を見通した検討を行い、全国の電力系統のあるべき姿及びその実現に向けた考え方を示すもの
でございます。

委員会におきましては、その次の6スライド目に示すような長期方針の全体イメージを策定す
るとともに、ターゲットとする年を2030年とすることについて確認をさせていただきました。内
容については、これから検討ということでございます。

7スライド目で、東北東京間の連系線増強の検討につきましては、前回費用負担をしてでも増
強を希望する事業者の応募が約500万kWあったとご紹介いたしましたけれども、現在この募集
結果を踏まえまして検討を実施中でございます。

本年9月をめどに基本要件を取りまとめ、その後、来年平成28年10月をめどに計画全体の取り
まとめを行う予定でございます。

8スライド目でございますように、応募いただきました電源の地域分布は東北エリアの太平洋
南部に324万kWという大きな固まりがございまして、あと日本海側北部にもう一つ大きな固ま
りがございます。

それで、増強ニーズを踏まえながら既設線路の建て替えによる増強、あるいは新ルートの新設、
あるいは電源接続先を切りかえるといった対策案をリストアップいたしまして詳細検討を進めて
おります。運用容量の拡大効果、工事費等の評価を実施中でございます。

次に、東京中部間連系設備の検討につきましては、先月ご紹介いたしましたように、国からの
要請に基づきまして、300万kWまでの増強について本年9月をめどにルート選定等の基本要件
を取りまとめ、その後、来年平成28年4月をめどに広域系統整備計画全体を取りまとめる予定で
ございます。

それで、次の11スライド目でございますように、増強ルートにつきましては、90万kWの増強
分を佐久間と東清水の2つの既存地点に配分するという事で、その配分量について4案を作成
いたしまして、それぞれについて経済性、工期、リスク等の評価を実施中でございます。今後、
受益者範囲などの確認を実施していく予定でございます。

次は、調整力等に関する委員会でございますが、13スライド目に行っていただきまして、この
委員会におきましては、これまでの考え方の見直しと、それから新しい代替案の可能性、この2
つの検討を行っております。

次の14スライド目に行っていただきまして、検討に当たりましては、長期における需給バラン
スの確保のための調整力や予備力のあり方、それから短期における需給バランスの確保及び周波
数制御のための調整力のあり方、あとそれぞれの断面におけます連系線マージンの位置づけ、こ
の3つの点から議論を進めるものとしてございます。

その次の15スライド目に行っていただきますと、長期断面の見直しにつきまして、現状は需要の長周期変動分であります持続的需要変動、それから需要の不規則変動や供給力変動であります偶発的需給変動、この2種類に整理されております調整力につきまして、まず適用する分析・算定手法について仮決めした後、分析や算定の条件、評価方法、確保すべき調整力の考え方について順を追って検討を実施していく予定でございます。

次の16スライドは、長期断面の見直しにつきまして具体的な論点を図に示したものでございますが、甚だテクニカルな内容でございますので今回は省略させていただきます。

それから、短期断面の見直しにつきましては、運転予備力や瞬動予備力と呼ばれている予備力・調整力につきまして、一般電気事業者ごとの現状を調査したところ、必ずしも統一した考え方が存在しないということが明らかになりました。

したがいまして、これをベースにやっていくというのは難しいということでございますので、今までの考え方にとらわれず、1から変動要因の整理・定量化を行った上で確保すべき事業者や手段について検討を行っていく予定でございます。

それから、これまで使われておらない全く新しい代替案につきましては、18スライド目に示しますような欧米の調査を実施して、日本への適用可能性を検討してまいります。

19スライド目は参考でございますので飛ばさせていただきます、次は21スライド目に入らせていただきます。

これはスイッチング支援等に関する検討状況でございます。先月の第13回制度設計ワーキンググループにおきまして、小売営業に関するガイドラインを国が策定されるということが示されましたけれども、広域機関におきましては、これを補完するものとして当機関が開発しておりますスイッチング支援システムの利用に関するルールを定めるということにしております。

ルールにつきましては、スイッチング支援に関する実務者会議におきまして、スイッチングをワンストップサービスにて実施する際の廃止取次に係る小売事業者の遵守事項を検討しております。並行して、本機関においてスイッチング支援システムを開発しております。

また、前回、第13回制度設計ワーキンググループにおきまして広域的運営推進機関設立準備組合のほうからご紹介がありました30分電力量提供に係るシステム検討において示された課題につきましては、引き続き検討を行うための体制を構築する方向で準備中でございます。

次の参考でございますのは、スイッチング支援等に係るルールの詳細でございますが、これも説明は割愛させていただきます。

それから、次に行っていただきましてスライド25でございますが、先般第13回の制度設計ワーキンググループにおいて示していただきました発電設備の設置等に伴う事業者の費用負担のあり

方に関する事項についてご紹介をさせていただきます。

このワーキンググループにおきまして、発電設備の設置等に伴う事業者の費用負担について基幹系統における原則一般負担の方向性が示されましたけれども、その際、一般負担が著しく多額となる場合に広域機関が指定する基準額を超える部分について特定負担とすることが示されました。

これを受けて、本日当機関で開催されました広域系統整備委員会におきまして検討を開始したところでございます。

最後に、参考として本日ご紹介しました委員会等の開催状況についてまとめております。まだ全て検討途上でございます。結論に類したものをご紹介できる段階ではございませんが、ご質問、あるいはご意見、アドバイス等をいただければ幸いです。

どうもありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

広域機関におかれましては、広域系統の整備、調整力に関して精力的に議論を行っていただいているということでございます。

それでは、何かご質問、ご意見がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

いつものように名札を立てていただければご指名いたしますので、よろしく願いいたします。

○谷口委員

ありがとうございます。エネットの谷口でございます。

私から、先ほどご説明いただいた中のスイッチング支援等に関する検討状況の関連の22ページのところで、1つお願いを申し上げます。

22ページの一番下の「30分電力量提供に係るシステム検討」というところで、先ほどのご説明でも準備組合のときに取りまとめた検討課題を引き継ぐべく体制を構築する方向で準備中というお話がございました。この準備組合の取りまとめ以降、実際の事業者から成る実務者会合でビジネスプロトコルの検討が進められているかと思いますが、こういう事業者だけの検討の中ですと、電力会社さんによって異なる仕様に対してどう扱うのかとか、コスト・ミニマムの観点から本当にきっちり適切な方向に行っているのかというところについて十分検討がされているのか、適正に行われているのかという懸念事項もございますので、ぜひとも中立者の参画も含めて、そのメンバー選定、参画も含めて、早期に体制を構築いただいてご検討を進めていただくことを要望いたします。よろしく願いいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

金本理事長、何かありましたらお願いします。

○金本オブザーバー

どうもありがとうございます。鋭意これから早急に体制を構築したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

松村委員、お願いいたします。

○松村委員

同じスライド22のところの念のために確認したいんですが、スイッチング支援システム開発、これに限らないんですが、外部インターフェースというのはもちろん10社統一ですよ。10電力がそれぞれ何々電力仕様とかという格好になり、全国で展開する事業者が一つ一つインターフェースというのをそれぞれの会社に合わせてやるなんていう、そんなばかなことにはなっていませんよねというのを確認させてください。

○金本オブザーバー

基本的に外部インターフェースは広域機関でつくっていると思いますので、ばらばらになっていることはないであろうというふうに思います。

○横山座長

松村委員お願いします。

○松村委員

ありがとうございます。安心しました。

これに限らず、あらゆることで何々電力仕様とかというようなことによって、新規参入者が全国で展開するときに、それぞれの会社ごとに対応しなければいけないなどという不合理なことというのがないようにぜひお願いします。

それから、これは急に言われたから対応できなかったという類いのものではなく、これについては震災直後から一般的な文脈として、あるいは特定の文脈でも繰り返し繰り返し言われてきたことなので、突然言われたから対応できないなどという言いわけは決して許されたいと思います。ほかのものについてもぜひお願いします。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

稲垣委員。

○稲垣委員

スライド22と23なのですが、システムについては説明があるんですけども、例えば本人確認とか解約に伴う需要家が不利益をこうむった場合、あるいは廃止取次に関する紛議があった場合に、需要家の紛議についての紛議の取り扱いに関して何か特段の工夫なり、取り組みというのはなされているのでしょうか。あるいはこれについてのシステム上の工夫というのは何かあるのでしょうか。ちょっと範囲が広いんですが、教えてください。

○金本オブザーバー

システム上の工夫も当然やっておりますが、あと紛争になったときの処理とか、ルールの設定について、詳細を検討中でございます。

○稲垣委員

ありがとうございました。実際のシステム自体はスイッチング当事者、事業者の間のスイッチング支援——のスイッチングのための支援システムとなっておりますが、スイッチングに伴う需要者間の——需要者と事業者、新旧事業者との紛議とか、当事者間の紛議も予想される場所ですので、可能な範囲、それも何かあったらすぐ裁判所へとか、そうした需要家に負担をかけるようなものではなくて、できる範囲で自力で解決できるような、早期に解決できるような工夫なり取り組みをあわせてしていただければと思います。

○金本オブザーバー

あと経済産業省のほうでやられておりますガイドラインと、それから広域機関のスイッチング支援関係と密接に関係をしておりますが、それ両者、連携をとりながら適切な対応がとれるようにということで進めてまいりたいと思います。

○横山座長

どうもありがとうございました。

ほかにかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、続きまして本日の議題に関する資料につきまして、事務局から説明をしていただきたいと思います。

その事務局の説明の後に、東京電力株式会社の山口副社長様から資料の説明をお願いしたいというふうに思います。

それでは、安永さんのほうからお願いいたします。

○安永調整官

それでは、ご説明をさせていただきます。

お配りしております資料5につきましては、今お話がありましたように後ほど東京電力の山口オブザーバーからご説明いただきますので、私からは事務局提出資料の6-1から6-7までについて順にご説明させていただきます。

なお、今回も資料3として論点を一覧にしたリストをご用意しておりますので、ご参照いただければと思います。

まず、資料6-1でございます。6-1は、6-1(1)というもの、それから6-1(2)、さらに6-1(2)別添ということで資料を3つご用意させていただいております。

まず(1)の資料でございますけれども、発電設備の設置に伴う系統増強とその費用負担等の在り方、これにつきましては前回のワーキンググループにおいて具体的な費用負担のあり方についてご審議をいただきました。

今回は、前回の議論を踏まえてガイドラインの案文を作成させていただきました。前回事務局からお示しをした案に対しまして、まず耐用年数の考え方について幅を持たせるべきというご指摘をいただきましたので、この点を踏まえた修正を行いました。

また、発電設備のリプレースの場合にも新たな接続申し込みを必要とするという案をご提示いたしまして、設備の譲渡の際にも同様に扱うことの是非について論点として取り上げてご議論いただきましたけれども、結果、これは同様に扱うべきではないというご指摘をいただきましたので、このご指摘のあった2点を踏まえて修正をしたガイドラインの原案を作成いたしました。

本日、こうした形でガイドラインの案文の形でご報告を申し上げまして、今後この案にてパブリックコメントの募集の手続に入らせていただきたいと思いますと考えております。

また、これも前回ご提案いたしました、この新たな費用負担のガイドラインの策定に伴いまして、系統情報の公表に関するガイドラインについても連動して改正を行う必要がございます。この改正の趣旨を次の資料になりますが、資料6-1(2)、ここでご説明をしております。

具体的なガイドラインの改定案は、資料6-1(2)の別添という形でお示ししております。こちらのガイドラインについては、例えば電力広域的運営推進機関が本年4月に業務を開始したことなども踏まえた技術的な修正もあわせて行っておりますので、これら今ご紹介いたしましたガイドライン2点を今後パブリックコメントの手続に入らせていただきたいと思います。

内容面では、前回ご議論いただきましたので、ご説明は省略をさせていただきます。

続きまして、資料6-2、卸電力市場の活性化策でございます。

前回のワーキンググループでは、市場のモニタリングということでデータのご紹介が中心でしたけれども、今回は今後の卸市場の活性化策を考えるに当たっての現時点での評価や課題についても言及したものであるということでまとめさせていただきます。

大部にわたりますので、少しかいつまんでのご紹介になりますが、まず2ページから11ページまでの間で、ここで取引所の役割、自主的な取組の成果をまとめております。市場の取引量は増加しており、価格のボラティリティ、あるいは量と価格の相関といった面で市場の厚みが増す効果が出ていると言える反面、価格の感応度の分析では、市場の厚みはまだ不足をしており、一般電気事業者の買入札の拡大が期待されるといったことを分析しております。

それから、また12ページから14ページにかけては、一般電気事業者の売買、両建ての入札のスプレッドを見ると開きが大きいために、経済的な差しかえを一層追求する余地があるのではないかと分析しております。

また、15ページから19ページにかけては、取引所を経由した地域間の流動量について現状の分析と今後のポテンシャルのシミュレーションを行っております。これは、必ずしも取引所の取引目標量を示唆するものではなく、また相対取引による地域間流動量を考慮していないなど、さまざまな仮定を置いたものでございますけれども、広域メリットオーダーが実現する場合には、現状のスポット市場を介した地域間取引の五、六倍、連系線制約がなければ八、九倍の取引量となるといったことを試算したものでございます。

また、20ページから22ページでは、先渡市場の課題について整理をいたしまして、これらを踏まえまして23ページにおいて取引所の活性化に関する評価と対応をまとめております。

次に、24ページから少し先の33ページまでになりますけれども、相対取引の活性化について整理をしておりますけれども、これまでのモニタリングの結果を踏まえまして、特に電源開発株式会社の電源の切り出しについての課題にフォーカスを当てまして、例えば29ページですけれども、取引所のない沖縄電力管内において単なる切り出しにとどまらない取り組みが必要ではないかといった点でございますとか、30ページにおいては、水力電源の切り出しも検討すべきといったような論点を提起しております。

それから、34ページ以降、今後の卸市場の活性化に向けて整理をしております。

少し飛びますが、40ページにおきまして、買いのブロック入札の導入や売ブロックの入札可能件数の上限の撤廃などによる取引所の利便性向上を検討してはどうかといったことをお示しております。

また、41ページから47ページにかけては、限界費用での入札について、より精緻に分析評価をすることで市場の厚み、あるいは価格変動への影響を見きわめた取り組みが可能になるのではないかと。あるいは先ほどご説明した売りと買いのスプレッドの開きも限界費用の中身を精緻に見ることで改善できることがあるのではないかとといった点について整理をしております。

48ページから51ページまでは、先ほども触れました先渡市場の拡大に向けた課題の整理、それから52ページと53ページでは海外のマーケットメーカー制、あるいは我が国の電力先物取引に関する検討状況のご紹介をしております。

最後に、相対取引の活性化のための課題仮説を55ページ以降にまとめておきまして、海外事例なども踏まえますと、卸市場の活性化の観点からは、発電部門と小売部門がある程度独立して判断することも重要なのではないかと。

また、最後のページになりますけれども、常時バックアップを今後廃止していくというためには市場取引に移行していく具体的な仕掛けを検討する必要があるのではないかとといった点を提起しております。

資料6-2の関係は、以上でございます。

続きまして資料6-3、卸電力取引所の指定法人化でございます。

資料6-3の1ページに概要をまとめておりますけれども、全面自由化を規定いたしました第2弾の電気事業法の改正におきまして、取引所について指定法人化を措置いたしました。このため、来年4月以降、2ページに記しましたような国による指定、業務規程の認可などの監督が及ぶこととなり、この関係でお配りしております資料の6ページから指定に当たっての指定の基準、それから10ページから業務規程の認可基準、20ページから最後の23ページにかけて、価格情報などの公開、役員の選任基準、事業計画や予算の認可などについてまとめております。

今回のご提案は、現在の日本卸電力取引所の取引実態や各種のルール、あるいは一般的な指定法人の監督の例などを踏まえたものでございまして、特別な内容というのはほとんど含まれておりませんが、1点だけ特殊な認可基準をご提案しているところがございまして、業務規程の認可の基準のうちの資料の13ページの一番下の丸でございますけれども、連系線によりまして取引が連系線を通らないということで分断した場合に発生する、いわゆる市場間値差収益というものにつきまして、今後国が監督する法人となるに当たっては経理上区分をするとともに、収益の解消方策の検討を進めることが必要であるということとしております。

具体的には次の14ページにおきまして、この値差収益というのがどういうものかということと、その解消方策について2つの選択肢、1つは託送料金の抑制などの原資とすると。もう一つは、手数料を下げるなどの方法で会員に還元するといった方策をお示ししております。

資料6-3の関係は、以上でございます。

続きまして、資料6-4、小売全面自由化に係る詳細制度設計でございます。この資料6-4、中身は大きく6つのパートに分かれております。

まず1点目、託送料金の割引制度についてでございます。

これは、昨年、このワーキンググループでさまざまな割引制度のあり方についてご議論いただきましたけれども、最終的には選択肢を5つまで並べて、さまざまな考え方についてご議論いただきました。

前回のこのワーキンググループで委員の方々からは、結局どういう結論になったのかというお尋ねもいただきましたので、結論の整理をご報告という形で整理したものでございまして、資料の2ページにおきまして全体像をお示ししております。

この2ページの概要で申し上げますと、来年4月の全面自由化の時点で採用する割引の仕組みは潮流改善効果に着目したものとし、現行の需要地近接性評価割引と比較した場合に対象を低圧電源まで広げると。それから、地域を例えば市町村単位という、より細かい単位で設定するということが合意事項であるという整理をしております。

それから、基幹系に接続する電源は対象外にするという提案が議論の中でございましたけれども、これにつきましては異論もあり、合意が得られていないという整理をしております。

今後、この整理を踏まえた託送約款が7月末が提出期限ということで、すなわち、今週中には来年4月から適用する託送約款が認可申請が出てくるということになりますので、この妥当性につきましては、今後託送料金の認可の審査の過程でチェックをしていくこととなります。

3ページから9ページまではご参考までに、これまでの関連資料の該当部分や委員の方のご発言をご紹介します。

これが1つ目でございます。

2点目は10ページからでございますけれども、小売に関するビジネスモデルについてでございます。11ページから15ページまで前回のワーキンググループでお示した内容をまとめております。

16ページが新しいスライドでございまして、これ前回にご説明いたしましたときに、供給者や需要家の代理が可能——代理というやり方も可能であるという点をご説明いたしましたけれども、供給者の媒介、あるいは取次ぎといったことも可能であると。これは改正電気事業法で明記をしておりますので、これも16ページのほうで新しく図の形で整理をいたしました。

それから、17ページでは、前回の委員のご指摘をまとめてございまして、特に供給力の確保義務などについて別の小売事業者が対応することも認めるべきではないかといったようなご指摘も頂

戴をいたしました。

こうした前回のご議論も踏まえまして、今回ご提案を19ページと20ページにまとめております。

19ページですけれども、前回問題のあるビジネスモデルということでお示しをした類型については、これをガイドラインで電気事業法上問題となる行為として記すということとしつつ、既に行われている実態があるものについては、需要家への影響も見ながら経過措置を講じることも考えてはどうかというご提案。また、このビジネスモデルの論点につきましては、前回のワーキンググループ以降、さまざまな事業者の方々からこうしたことはできるのかとか、あるいはやってはいけないのかと、いろいろな多くのご相談をいただいております。それから、ビジネスモデルというのは、そもそも今後もさまざまなパターンが出てくると想定されますことから、今回ガイドラインの案をお示しするとしても、これで最終確定ということではなくて、これは随時見直しを行っていくということが必要であるということ。

それから、前回ご指摘をいただきました供給力の確保などの小売事業者の義務については、一部を委託することも可能であるということを明らかにいたしまして、事業者の利便性にも配慮をするということを記しております。

それから、最後に小売事業の規制を逃れて名義変更という手段で実質的に電気の販売を広く行うと。これは問題だと考えておりますけれども、前回もご説明いたしましたように、名義変更というのは実態上の必要性からさまざまな場面で行われておりますので、名義変更の全てがだめということではないといったような考え方を19ページでお示した上で、次の20ページでガイドラインの案という形にしております。

前回のワーキンググループでも消費者のサービスを充実させるためにはさまざまなビジネスモデルが可能であることが望ましいというご意見をいただきました一方で、消費者保護の観点から、ここは厳し目に対応すべきというようなご意見もあるところでございまして、今後もこの論点につきましては、両者のバランスにも留意しながらガイドライン上の明確化を図っていきたく思いますし、それから今回のご提案、この資料の20ページのガイドライン案につきましても、パブリックコメントなどによりまして、引き続き多くの方のご意見を伺いながら整理を進めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして3点目でございますが、21ページから、これもこれまでの議論で論点になっております固定価格買取制度における交付金を受けて調達をした再生可能エネルギーの表示のルールについてでございます。

前回のワーキンググループでお示しいたしました資料は、ご参考までに26ページから29ページにかけて再掲をしておりますけれども、今回の29ページにありますように、買取制度で調達した

電気を再エネであると、あるいはF I Tといった説明をすることが、これは再生可能エネルギーとして付加価値を訴求することに当たるのかどうかということが論点でございました。

この論点につきましては、前回のご議論、ご指摘を24ページ、25ページにご紹介しておりますけれども、賛否両論ございました中で、例えば大橋委員からは、何か名前をつけてはどうかといったようなご指摘も頂戴をいたしまして、こうしたご指摘もヒントにしなが、今回22ページと、ちょっと戻って恐縮ですけれども、22ページと23ページでご提案しております。

22ページでございますけれども、3つ目の丸のところにお示しましたように、一番目に、まずF I T電気と表示をすること、2番目にその割合を示すこと、③としましてF I T制度の説明を示すこと。この3つを行っていただくことは、これは再エネの付加価値の訴求には当たらないとしております。

具体的な示し方というのは、22ページの下の部分に点線で示したものが例でございまして、F I Tの交付金を受けていない再エネとは分けてF I T電気ということを示した上で、その割合を示し、右側の枠内にあるようなF I Tの仕組み、あるいはその環境特性についての説明を記載するというところでございます。

この右側の記載ぶりにつきましては、ちょっと消費者にはわかりにくいのではないかとご指摘もありますので、さらに工夫できないか考えたいと思っておりますけれども、基本的にこういった説明をするという方法でよいのではないかとご提案でございます。

次の23ページで少し具体例を挙げてご説明しております、F I Tの交付金を受けた場合に、この再エネの付加価値を説明することは不適切であるという前提は変わりませんので、先ほどの3つの点を説明した上で、それがクリーンであるとかCO₂フリーであるとか、そういう説明をすることは、これは不適切ですということはこの23ページの1ポツでお示しております。

また、23ページの2ポツの(2)でございますけれども、この3つの事項を説明した上で、その具体的な電源が太陽光であるとか再生可能エネルギーであるということを説明することは、これは中立的な事実の説明であり、問題ないという整理としております。

これが3点目のF I T電源の説明方法についてのご提案でございます。

次に、大きな4点目でございます。

30ページから議論になっております電源構成の開示の義務化について何度もご議論いただいて恐縮でございますけれども、前回もさまざまなご指摘を頂戴いたしましたので、これを踏まえまして31ページにおきまして論点を整理しております。

これまでいただいたご指摘から、まず義務化をするからにはその目的を相当はっきりさせないと義務化という厳しい規制はできないのではないかとご指摘がございました。

また、義務化をしないほうが、むしろ事業者のわかりやすい説明などが期待できるのではないかと。それから、食品の原材料の表示の問題と、この問題というのは同じ問題なのかどうかという論点がございます。

また、事業者の方からは比較的慎重なご意見が多いわけでございますけれども、その理由とされている懸念点については、もし義務化をするのであれば、これはどう応えていくのかと。

その一方で、消費者のご意見にもさまざまなものがあり、どこまで詳しい開示を義務づけるのか、また消費者が正確な電源内訳を求めているのだとすれば、それは技術的に可能なのかと。

また、電源構成以外にもさまざまな開示の要請があるという点についてどう考えるのかといった論点をお示ししております。

それから、前回のワーキンググループでも消費者のニーズをよく理解した上で議論することが必要であるといった点を複数の委員の方からご指摘いただきました。

今回、資料の次の32ページから35ページまでは、前回のワーキンググループで委員の方々からいただいたご指摘をまとめたものでございますけれども、新たに今回資料の36ページから41ページまで、ちょっと大変細かい字で恐縮でございますけれども、6ページにわたりまして、消費者の方のご意見ということを掲載しております。

これは、消費者への説明義務の内容を規定いたしました小売の説明義務に関する省令をことしの6月にパブリックコメントを行いました際に、電源構成の開示を義務化すべきというご意見を数多く頂戴いたしましたので、その際に頂戴いたしましたコメントというのをここでご紹介させていただいているというものでございます。

それから、最後の41ページは、生協連、それから消費者団体42団体の連名で私どもに頂戴いたしました意見書をご紹介しております。

こうした消費者の方の個別のご意見というものもぜひ踏まえてご議論いただければと思いますけれども、かいつまんでご紹介いたしますと、自由化後に消費者が電力会社を選ぶためには、購入する電気の電源構成の表示が不可欠であるといったご意見、消費者が電気を買う際に、その電気がどうやってつくられたかを知らなければ選ぶことはできないといったご意見、電気の原材料が義務化されなければ自分が使いたい電気を選択できないといったご意見、電気の質に関する透明性という点で義務化が必要といったご意見、一般家庭には少し高くても太陽光や風力の電気がよいという人もいるというご意見、消費者が電力を選べなければ事業者を選ぶだけの自由化になってしまうというご意見、消費者の知る権利が損なわれるというご意見、消費者が安全なものを選ぶというのは食品も電気も同じだというご意見、必ず原材料を表示して安全で安心な電気を選ぶようにすべきとのご意見などなどということでございます。

かいつまんでのご紹介でございます。

それから、次に大きな5点目でございます。42ページからですけれども、義務化は——ここ論点だけでございますけれども、小売事業者が任意で電源別のメニューをつくったり、あるいは電源構成を示して電気を販売するというはもちろん自由でございます、その際にも一定のルールが必要であろうということで、前回もルール案についてご提案させていただきました。

前回のものとほとんど変わっておりませんが、例えばF I T電気の説明方法については、先ほど新たなご提案をお示ししましたけれども、こうした点を除きますと、おおむね前回のご提案と同じでございますので、ご説明は省略させていただきます。

それから、最後に大きな6点目でございます。

これは50ページ以降でございますけれども、ここでは大きく2つ、CO₂別のメニューについてと、それから地産地消について前回のこのワーキンググループでのご指摘を踏まえた再整理を行っております。

まず1つ目、前回CO₂の排出係数を売りにしたメニューについて、こちらは52ページで紹介しておりますけれども、松村委員からご指摘がありまして、要すれば、低CO₂なメニューを消費者にアピールして、それを例えば高く電気が売れたとしても、事業者がたまたま持っている一部の低CO₂電源が高く売れたというだけで、事業者の電源調達、あるいは電源構成が変わらなければ、CO₂削減には全く効果がないのでいかがなものかというようなご指摘であったと理解をしております。

こうしたご指摘にお答えするには、例えばCO₂の低いメニューというのを販売する事業者は、そのメニュー以外のCO₂についても示すといったことを求めるというようなことも考えられるのかもしれないということで、そういうような対応というのがあるのかどうかということを少し51ページでお示しをしております。これが1つ目でございます。

もう一つの地産地消でございます。資料は54ページ、55ページになります。

前回のワーキンググループでは、電気の消費地とその電気の契約上の発電の場所が一定の地理的な範囲内であれば、それは地産地消と表示しても別によいのではないかというような、こういうご提案をいたしましたけれども、前回のワーキンググループでは、それは認める範囲が少し広過ぎるのではないかと。もう少し電気の流れに着目して限定的に考えるべきではないかというご指摘がございました。

また、前回のワーキンググループ以降、私どものところに寄せられましたご意見、ご指摘をいたしまして、例えば石炭火力や石油火力など輸入燃料で発電した場合にも地産地消と言っていいのかというようなご指摘もございました。これはなかなか難しい論点でございます、例えば燃

料が輸入だとだめということになりますと、都市ガスを使って、ご家庭でエネファームで発電するのも地産地消とは言えませんというようなことになったりしますので、こうした何が地産地消かという点につきまして、今の段階で国が一律のルールを示すというよりかは、今回は少しご提案を軌道修正いたしまして、地産地消という電気の販売をする場合には、それはどういう点が地産地消なのかということの販売する事業者の方がきちんと説明をすべきと、そういうガイドラインとしてまずスタートしてはどうかというようなことが地産地消に関しての提案でございます。

長くなりましたけれども、資料6-4の小売の自由化の関係は、以上でございます。

次の資料6-5、全面自由化後の供給計画・需給計画についてでございます。

この第2弾法の改正後の供給計画、この様式につきましては、ことしの1月に開催いたしました第12回のワーキンググループで1度案をお示しいたしまして、その後事業者の皆様からいただいたご意見を踏まえて、具体的な記入方法を定めたガイドラインとあわせて、これまでのご指摘を反映した修正版として、今回資料6-5の別添1から別添3まで3種類のガイドライン案をお配りしております。

このお配りしております記載要領には様式も含まれておりますので、これをもとにしまして事業者の皆様が自由化後の平成28年度の供給計画の届け出の作業が行えるように私ども省令の改正の手続を行ってまいりたいと思っておりますけれども、実際に供給計画、あるいは需給計画を提出される事業者の方がそれぞれ個別にご関心が高いと思われまますので、この場で委員の先生方にもんでいただくというよりは、まずこの場をかりて公表させていただきまして、今後パブリックコメント等も実施いたしますので、事業者の方々から個別にいろいろご意見を頂戴しながら最終版にしていきたいというふうに考えております。

ということで、こちらの資料の詳しいご説明は省略をさせていただきます。

次に、資料6-6でございます。全面自由化に向けた検証についてでございます。

先月成立をいたしました第3弾の改正法の附則におきまして3段階で検証を行うという旨が規定されておまして、その3回の検証のうちの1弾目がこの小売全面自由化に先立つ検証というふうになります。

資料の1ページでは、前回のワーキンググループで、今後こういった項目について検証してはどうかということでお示ししたのがこの1ページでございますけれども、これを踏まえまして、今回それぞれの項目ごとに資料をご用意させていただいたものでございます。

かいつまんでのご紹介になりますけれども、2ページから5ページまでが第1段階の法施行の状況ということで、広域的運営推進機関の設立でありますとか、それから第1弾の法律で措置した自己託送の活用状況といったことをご紹介します。

それから、6ページからエネルギー基本計画に基づく施策の実施状況ということで、一番最初にインフラの整備状況についてまとめております。

7ページ、8ページが連系線の整理、あるいは利用の関係、それから9ページ、10ページのところでスマートメーターの整備について、11ページ、12ページでは、稲垣委員にもお入りいただいていますけれども、スマートメーターのセキュリティについての検討状況をご紹介します。

14ページからは、改革と整合性をとる必要がある政策の検討状況ということで、私ども自由化後もこのエネルギー政策というのは全てを市場に任せるわけではなく、むしろ国の役割もしっかり果たしていかなければならないということで、その例ということで、まず原子力政策についての検討状況、それから18ページからは国際的な資源確保政策についての状況というものをまとめております。

22ページから30ページまでは電気の需給の状況ということで、皆様にいろいろご心配、ご迷惑をおかけしながら、大変厳しい電力需給の状況ではございますけれども、そのさまざまな対策を講じていること。供給力の積み増し、新たな発電所の建設計画などの状況をまとめております。

それから、31ページからは料金の状況ということで、33ページにまとめましたような一般電気事業者各社の収支状況を踏まえて値上げが行われておりまして、再稼働すれば値下げを行うことを条件に値上げを認可しているといったようなことも32ページでご紹介しております。

34ページからは、その他の電気事業を取り巻く状況ということで、まず35ページから37ページにかけて安定供給確保のための仕組みの整備など、国におけるルール整備の進捗状況をまとめております。例えば、前回もご紹介いたしましたけれども、7月31日を託送料金の認可申請の期限とする政令、資料では35ページに記載しておりますけれども、こういったものを定めており、このために必要な託送省令は既に整備済みでございます。

また、小売電気事業の事前登録は8月3日から受け付けることとしております。資料に記載しておりませんが、8月3日からの小売の登録を受け付けるに当たりましては、事業者の方々に参考にしていただけるような登録申請の手順につきまして、資源エネルギー庁のホームページで昨日から少し整理したものを公表しておりますので、ご関心のある事業者の方は資源エネルギー庁のホームページをごらんいただければと思います。

それから、38ページから40ページにかけて、これは先ほど金本理事長からもご紹介いただきました広域的運営推進機関におけるシステム対応の状況、これは通告変更システムといった広域機関の全国の電気の流れの仕組みの話であったり、それからご説明のありましたスイッチング支援システムの対応状況などをまとめております。

それから、資料の41ページ、42ページでは、一般電気事業者の各社のシステム対応の状況につきまして、具体的には42ページのところで会社ごとに状況をまとめております。

この42ページをごらんいただきますと、基本的には各社において来年4月の全面自由化に間に合うように鋭意システム対応を実施中という報告になっておりますけれども、このうち東京電力におきましては、ここで工程が逼迫している状況という報告になっておりまして、また各社とは少し状況が違うのではないかと考えられますことから、この点に関しては、後ほど本日オブザーバーとしてご参加いただいております東京電力の山口副社長から少し詳しく別途ご説明をいただくことにさせていただきたいと思っております。

43ページ以降は、競争の状況や市場の状況と新電力の動向などをまとめております。検証の関係のご説明は、以上でございます。

最後に、事務局の資料の6-7でございます。

本ワーキンググループでこれまで検討してきた事項の今後の扱いということでございまして、まず先月成立をいたしました第3弾の電気事業法改正によりまして、電力取引監視等委員会というものが設立されることになっております。

資料の1ページでその位置づけをまとめておりますけれども、図の左側にありますこの委員会は大臣直属のいわゆる8条委員会ということで、エネルギー政策全体は経済産業大臣の定める枠組みの中で実施されると。しかし、資源エネルギー庁からは独立した形で市場監視等を行うという仕組みでございます。

こうした枠組みの中で、この新たな委員会が行う業務でございますが、その具体的な内容を2ページのほうにまとめてございます。委員会がこのような業務を行うという前提で、各種のルール整備についての今後のあり方というものを3ページのほうに少しまとめさせていただいております。

3ページの上の箱の最初の丸のところでございますけれども、新たな委員会は市場の監視や料金の審査といった規制の執行に加えまして、各種のルールの制定・改廃の原案を作成して大臣に対して建議をするという業務が法律上定められております。

2つ目の丸でございますけれども、この建議の仕組みを活用することによりまして、市場監視等に係るルールの整備、これは委員会が具体的な詳細設計を行うと。また、それ以外のルールについては、これは資源エネルギー庁が検討を行うということになりますけれども、資源エネルギー庁がこの制度設計の検討を行う場合に委員会の意見を聞くと、こういう場合もあろうかと思っております。

この資料の3ページの下の方の1ポツのところには記しましたが、市場監視等について委員会

が詳細設計をして大臣に建議したルールについて政省令として策定すること、あるいはルールに基づく許認可というものは大臣のもとで資源エネルギー庁が実施をすることになります。

こうした役割分担を踏まえまして、今後は電力取引監視等委員会の場において検討を進めるものと、引き続き資源エネルギー庁において検討するものということに分かれてまいりますので、本日議題とさせていただきましたテーマについても引き続き議論を要するものがありましたら、こうした分担に基づいて、それぞれ改めて検討の場を設けて議論していくということになると考えております。

大変長くなりましたけれども、事務局の説明は以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、先ほど安永さんのほうから資料6-6でご説明のありました検証の関連で、東京電力の山口副社長様から資料5に沿ってご説明をお願いいたします。

○山口オブザーバー

東京電力の山口でございます。

資料5に基づきまして、私どもの託送業務システムの開発の状況についてご説明申し上げたいと思います。

まず、ページの1をごらんいただきたいと思います。

ご説明申し上げます託送業務システムは、このページの下側にブロック線図がございますけれども、図の右側のハッチングしているところに「託送業務システム」と記載してございますが、4つの機能、地点・計量器管理、スイッチング支援対応、使用電力量の通知、託送料金の計算と、この4つの機能を持ったシステムでございまして、全面自由化に当たって需要家の供給者変更手続でありますとか、託送料金計算等のサービスの提供に必須なシステムでございます。

このシステムが万が一十分に機能しないという場合には、小売事業者の需要家サービスにも影響があるというふうに認識しておりまして、全面自由化の開始に向けて、行政によるシステム開発状況の検証が重要であるというふうに考えているところでございます。

特に当社の場合、後ほどまた申し上げますが、対象といたします需要家数が膨大であるということと、小売の全面自由化に合わせて第3弾の改革を先取りしたホールディングカンパニー制に移行するといったような固有の事情もございまして、特にご説明をさせていただくという趣旨でございます。

ページをおめくりいただきまして、2ページをごらんいただきたいと思います。

託送業務システムの開発に当たりまして、今申しましたとおり、2,800万軒という需要家数で

あるということと、来年の4月からホールディングカンパニー制に移行するということから、システムについては全面新規開発をするという方針で開発を進めてきているところでございます。

この結果、システムの開発規模が非常に大きい、増大したということに加えて、要件定義の決定に先だって仮決めで開発は進めてきておりますけれども、当社が想定していた時期よりも決定の時期もおくれたということがありまして、結果的に開発期間が短縮したということで、システムの開発の難度が非常に高くなってございまして、現時点で工程が非常に逼迫しているというふうに認識してございます。

3ページにお移りいただきたいと思います。

現在の開発状況は、既にシステムの設計やプログラミングの製作工程というのは終了しております、テスト工程には入っております。

3ページの下に詳細開発状況の2015年7月のところに記載してございますけれども、今後のテスト並びにデータ移行工程の作業量について定量化をいたしまして、必要となる要因等を見定め、必要な手は打ってございます。この計画の内容につきましては、その妥当性を第三者の確認を受けているというところでございます。

7月末時点での工程は、計画どおり進捗しているというのが現状でございます。

この先の見通しにつきましては、現在の計画では来年の4月1日の全面自由化を実施するために必要な機能を備えているかどうか見きわめができるのは、例えば汎用ソフトウェアの機能の確認でありますとか、自社開発分の機能の確認、あるいは他システムとの連携のテストが完了する、主要なデータの移行も確認ができるという条件が整う12月末というふうに考えてございます。

4ページにお移りいただきたいと思います。

今申し上げましたように、現状は計画どおり進捗しているところでございますけれども、今後の開発の工程におきましては、最初のところにあるように、汎用ソフトの提供時期がおくれるとか、品質が不十分であると。それによって手戻りが発生するとか、テスト工程で発見されたふぐあいの数等が規模が大きくなってしまふ。あるいは主要なデータの移行で事前に洗い出せなかつたようなふぐあいが発生するといったようなシステムの開発リスクが内在しているということは否定できないということでございます。

当社は、全面自由化の円滑な実施には、この託送業務システムが十分な機能を備えるということが必須と考えておりますので、システム開発につきましては、引き続き社内外、関係者一丸となつて精力的に進めてはまいりますけれども、現計画における想定を上回るような開発リスクが発現した場合には、2016年4月の時点で需要家の供給者変更手続の大量処理ができないとか、30分使用電力量が通知できないといったような必要な機能が十分に適用できない可能性もござい

す。

システム開発の帰趨は言うまでもありませんけれども、全面自由化に与える影響が大きいと認識しておりますので、行政におかれましても継続的に検証を実施いただき、検証の場を通じまして、私どもの開発状況については情報提供させていただきたいというふうに考えてございます。

その上で、行政におかれましては、しかるべき時期に全面自由化の円滑な実施に必要な機能が備わっているかどうか見きわめていただき対処方針をお示しいただきますよう、あえてお願い申し上げます。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これからいつものように各委員にご発言を、自由に、どの議題からでも結構ですので、お願いをしたいというふうに思います。

時間はいつものように20時半まででございますが、きょうも議題がたくさんございますので、いつものとおりですと、30分程度延長させていただくかもしれませんので、よろしく願いいたします。

それでは、いつものように名札を立てていただきましてご発言をお願いしたいというふうに思います。

瀧本委員からお願いいたします。

○瀧本委員

瀧本でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、前回も申し上げた小売全面自由化に向けた検証の進め方という資料6-6について発言をさせていただきたいと思います。

総論としては、電力需給の改善ですとか、あるいは原子力事業環境の整備といったことについて一定の道筋がついている必要があるというふうに思っているところでございます。現時点ではまだ十分というわけではございませんけれども、今回網羅的に足元の状況が資料の上できちんと整理されておりまして、改めてさまざまな検討が進められているということが確認できました。大変心強く感じている次第でございます。

その上で、あえて申し上げるとするならば、需給状況についてでございます。資料の上では足元の需給ということにフォーカスされた状況が説明されておりますけれども、前回申し上げましたとおり、需給というのは継続的に安定した状況の見通しが得られることが重要だと思っております。ぜひその観点からの検証を継続していただければと思っているところでございます。

いずれにしましても、資料にございますように、それぞれの検討の場が用意されてございますし、さまざまな検討が進められていくと思っております。しっかりとした成果が上がっていくことを期待したいというふうに思います。

それから、東京電力様のほうからご説明があったシステムについても、本日の資料でも触れられているところございまして、各社の様子というのはご覧のとおりでございます。タイトなスケジュールに加えて大がかりなシステム改修ということではございますが、今のところ、資料にございますとおり、おおむね予定どおりの開発スケジュールで進捗しているというふうに思っております。

システム開発というのは、これに限ったことではなくて、リスクはいつも多少は当然あるわけでございますけれども、分社化しない会社については、東京電力様ほどの切羽詰まった状況にはないというふうに認識しているところでございます。

いずれにしましても、新たな仕様追加や変更等がないことを前提に、無事に平成28年4月の小売全面自由化を迎えられますよう、引き続き万全を期してまいり所存でございますので、皆様のご理解、ご協力もお願いする次第でございます。

私からは、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きましてオブザーバーでいらっしゃいます村上理事長様からお願いします。

○村上オブザーバー

日本卸電力取引所の村上でございます。卸電力取引所に関するご検討、ご意見を賜りまして厚く御礼を申し上げます。市場の運営を預かる者としていたしまして、資料6-2、6-3に関しまして、何点か考えるところを申し上げさせていただきたいというふうに思います。

初めに資料6-2、卸電力市場の活性化策について申し上げます。

第1点は、連系線を利用した広域メリットオーダーについてです。資料の17ページでは、その経済効果が試算されているところですが、それを実現するためには価格優先の考え方を徹底することが重要です。この点に関し、取引所のスポット取引は当事者間の協議ではなく、全国市場における入札価格だけで取引が決まりますので、広域メリットオーダーの実現にとってスポット取引の活用は特に効果的であると考えます。

しかしながら、現在の連系線利用ルールは先着優先ですので、スポット取引より時間的に先行する相対取引との関係では、スポット取引は劣後します。この限りにおいて、広域メリットオーダーの実現に寄与するというスポット取引の長所は十分に発揮されていないと考えます。

今後、連系線利用ルールの検討におきまして、広域メリットオーダーの最大限の実現の観点から、スポット取引の位置づけにつき適切な取り扱いがなされることを改めて要請いたします。

例えば、ノルドプールでは連系線の利用容量の割り当てを全てスポット取引における価格優先の原則に基づいて実施しており、このような制度をぜひ参考にすべきと考えます。

第2点は、一般電気事業者によるスポット取引の活用についてです。

資料の5ページにおいて、新電力と比べたとき、一般電気事業者が事業規模の割に利用の度合いが小さいことが示されています。また、資料の57ページにおいて、発電と小売の独立性という論点が示されているところです。

これらの点に関連いたしますが、一般電気事業者を含む各事業者の社内取引、あるいはグループ内取引については、各部門が独立の取引主体になることによって単純に取引量がふえるだけではなく、相対取引も含めた卸市場全体の透明性の向上が図られます。

また、各事業者における社内移転価格の最適化、合理化、あるいは事務手続の軽減なども図られると考えます。このため、当所といたしましては、取引所の有効な利用方法につきまして周知してまいるとともに、利用手続面におきましてはライセンス制の施行にあわせまして、一法人複数会員などの制度を導入してまいりたいというふうに考えます。

第3点は各論めいたこととなりますが、事務局資料の中でご提案のあったスポット市場の買ブロック入札です。この点につきましては、現在の売りのブロックの利用実態、市場参加者のニーズ、システムへの影響なども含めまして、プラス面とマイナス面等を総合的に勘案する必要があるというふうに考えております。

続きまして、資料6-3の指定法人化につきまして申し上げます。

第1に、市場間値差収益についてです。

市場間値差収益は、連系線の容量に制約があり、そのためにエリアの電力価格に差ができることが原因です。したがって、資料の14ページでお示しいただいたように、電力ネットワークの利便性を高めるために、その収益を利用する方向でご検討いただくことは、電力ネットワークの利用者でもある当所の市場参加者にとっても有益であり、今後の選択肢の一つであると考えています。

また、既に発生した収益につきましては、手数料の引き下げなど、市場参加者全体のために利用するとの選択肢が示されています。手数料につきましては、既にスポット取引における定額制の導入や時間前取引の手数料引き下げなど、値差収益がなくとも収支均衡することを想定した水準としているところでございます。

また、当所におきましては、従来から内部留保を用いまして、市場参加者全体の利便性や信頼

性の向上に資するシステム投資を行ってきております。直近では監視システムの新ツールを導入したり、あるいはバックアップシステムを構築しております。また、今後の市場間競争を考慮しますと、将来の手数料水準の維持、またさらなる引き下げの原資、また不測の事態に備えた財務的基盤などが必要であると考えられます。

このような観点から、取引所がある程度の内部留保を持つておくことは市場参加者全体の利益に資するものであり、必要と判断しております。

最後ですが、指定法人の申請の要件を詳しく具体的にお示しいただきましたことにつきましては、事務局のご努力とご配慮に感謝申し上げます。また、それぞれの論点につきまして真摯に検討してまいりたいというふうに考えております。

ただし、1点気になりますのは、指定法人となった取引所が新たなサービスをスピーディーに導入しようとする場合、また指定法人である取引所とそうでない取引所がサービス競争を行う場合、また現在の取引所とは違う発想、違うタイプの取引所が指定を申請する場合などを考えたときに、指定基準が余り詳細かつ具体的ですと、取引所という事業の柔軟性や効率性を損なうおそれがあるのではないかと懸念がございます。

指定基準の書き方につきましては、取引所における経営の柔軟性やシステム構築などの面における多様な可能性が損なわれることのないよう工夫をお願いいたしまして、私の発言を終了いたします。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして辰巳委員からお願いいたします。

○辰巳委員

ありがとうございます。幾つかあるんですけども、まずは検証の6-6のところから行きたいというふうに思います。

ここでいろいろな検証項目が1ページにあるんですけども、その中でも2番に関してなんですけれども、まず1つは、自由化後の重要なインフラとなると思いますけれども、スマートメーターに関してです。早期導入をやりますというお話であるんですけども、きょうちょうど東電さんが見えているので、ぜひお答えいただきたいなというふうに思っております。

それは、小売事業者の切りかえを希望する需要家とか、HEMS設置なんかで、できるだけ早くスマートメーターを取りかえたいと希望する人には、たとえ検定の満期になる前であっても交換を遅滞なく行いますというふうに表明されておりますけれども、7月に入ってからなんですけれども、2週間ほど前なんですけど、私ども協会のメンバーが東電さんの電気のお知らせにあるお

問い合わせの電話番号に電話をし、そして切りかえのお願いをしましたところ——ちなみに、それは江東支社、事業所ナンバー002ということだそうなんですけれども、ここに書いているようなのとすごい対応が違っていて。

まず答えられたのは、自分の管内だけでお客さんが何世帯あると思うのかと。あなた1人だけにそんな対応などできるわけがないというふうに断られたそうです。

それで、それよりもということで、そこで「でんき家計簿」の説明をして、ぜひメールアドレスの登録をしてくださいなんてお勧めになって、こちらの言っていることと全然違う、お願いしたことと違う話が出た、向こうが出されたということなんですけれども、ここでは7月から対応しますというふうにもあるんですけれども、こういった支社での対応というのをどういうふうにご説明なさるのかなというのがちょっと気になって、1つお聞きしたいということです。

それから、あと……。もう次の話です。すみません。

同じ検証項目の2番の中に「改革と整合性を取って進める必要のある政策措置の検討」のところなんですけれども、スライドの14から17あたりの話なんですけれども、スライド14のところの(4)に、「競争環境下における原子力事業の在り方」という項目があるんですけれども、システム改革によって競争が進展した環境下においても原子力事業者が抱えるさまざまな課題、例えば使用済み核燃料と核燃サイクルの話だったり、あるいは原賠償の見直しの問題とか、廃炉の問題とか、いろいろあるんですけれども、それに対し国は検討を行うということから、既にそれらの検討がもう開始されていますけれども、何となく私にとっては、原子力事業者を特別待遇するというふうに見えるんです。事業者間の適正な競争環境を確保するというのが自由化の本質だというふうに思うんですけれども、そういう本質から離れるという大きな別の課題が逆に生まれるんじゃないかなというふうに思いますし、また、そのために国民負担も増大するかもしれないというふうな別の問題もはらんでいるんじゃないかなというふうに私は思っています。

これらの検証を行うのは政府なのでなんですけれども、この検証を国民目線での公正な検証が行われるということをぜひ約束していただきたいなというふうに思っています。

それから、次に広域機関——先ほど金本オブザーバーさんが……。もうお帰りになっちゃったっけな、いらっしゃる。お話あったところなんですけれども、システム対応のところ、スライドの35とか36あたりの話なんですけれども、ちらりとお話はあったかと思うんですけれども、連系線増強のお話というのは現状をきちんとお話しされていたというふうに思います。それで、ところが、再エネを増強していくということに向けた話が具体的に余りよく見えなかったと私には思っているんです。

再エネ導入拡大に伴う調整力の確保という視点での検討はなさっているというお話ではあった

んですけども、再エネ発電所の強化等にどういう仕組みを取り入れるのかなとかという点に関して、もう少し具体的な——例えばでんき予報を取り込んだとか、そういう供給計画の提出なんていうふうなものも考えられると思うんですけども、そういうのが余りよくわからなくて、すみません。

それで、この検証の資料、6-6の資料の36ページに写真がついていますよね。調整するときの監視や連系線の管理等のシステムということで、その右のほうに小さな字で「発電機監視画面」とかって書かれているんですけども、これってどのレベルの発電機のことを想定して、こういう画面をおつくりになろうとしているのかなというの。だから、自然変動電源の発電機というものに関して、1つずつキャッチできるような格好になっているのかどうかとか、そのあたりをもう少し具体的に知りたいなというふうに思いました。

それから、あと長くなって申しわけございません。もう一度東電さんに戻りたいんですけども、最後に資料5のご説明なんですけれども、お話を伺っていて、4月に一斉にスタートといったときに、さっきのスマートメーターのお話にもあるような不安定感もある上に、こういう不安なお話を聞いて、何となく大丈夫なのかなというふうに心配になるなというふうに私は伺っていて思いました。

最後のところに、ご指導いただきたいとか、何かそんなことを書いていましたですね。一番最後の最後、資料5の4ページに「対処方針をお示し頂きたい」というふうに書いてあるんですけども、これで対処方針を示されたとして、その示されたことで対応できるのかどうかというのがちょっとよくわからないなというふうに思っていて、とりあえずご説明を伺って、私としては、えー、大丈夫なのかなという不安感を抱いたという感想なんですけれども、それ以上にもし何かご説明いただけるのであれば、何かお願いしたいということです。

あと最後に、すみません、長くなりますが、表示の話なんですけれども、これは後にしてもいいですか。皆さん……。表示のお話まで今言っちゃっていいですか。

○横山座長

どうぞ。

○辰巳委員

すみません、長くなって。

表示の義務化のお話です。

今回のきょうの委員会の間に義務化云々の話はイエスノーで決めていただきたいというふうに思っているわけではありませんけれども、方向性としては、義務化はぜひ必要であると私は思っておりまして、消費者のニーズがあれば表示するだろうとか、食品のように安全性等に関しての

消費者保護の観点からだったら義務化は必要だけれどもというふうなご意見があったりするんですけども、私としては、今後長期的に持続可能な社会をつくっていかうというときにあって、事業者も消費者も、それぞれそれに向けて果たすべき役割があると思っていて、消費者の果たすべき役割というのは、提供される商品やサービスを通じて可能な限り情報を集め、そしてきちんと持続可能な社会につながるような選択をしていきたいというふうに思って、ずっと今までも私は長く活動してきているんですけども、そういう中にあって、電気以外の今まで商品の選択をしようということで私は活動してきたときには、常に商品のライフサイクル、一生をちゃんと知った上で選びましょうよということをおっしゃって、それは、ただ、自分の健康や安全のためだけではなくて地球環境全体の安全、あるいは持続可能性のためにそうしていくべきだというふうに思っておりますもので、提供される情報をどう判断するかは消費者なんですけれども、情報が提供されないと、そういうことを求めている消費者には伝わらないということで、消費者が自由に選択ができるというのが自由化の1つの大きなポイントでもあるというふうに思っておりますもので、だから、ぜひ提供されるものの一生——まあ、電気の場合だったら電気の一生というものをきちんと知って購入していかなくちゃいけないというふうに思っております。

そういう意味では、電源構成というのは、まさにそういうものに当たるというふうに思いますもので、これはいろいろなちまたでは、そういう表示をしない事業者を選ばなくちゃいいということではあるんですけども、そういうものではないというふうに思いますし、表示があることによって消費者は学習することができるわけで、表示がない場合には、恐らくですけども、価格だけで事業者を選択するということにつながると思います。

それを望んでいる事業者もいらっしゃるかもしれませんが、そういうものではなくて、みんながいい社会をつくっていかうということにつながるよということであるならば、そういう表示の義務化をぜひやっていただきたいと思っております。それで、その義務化の折に——1つは電源構成の表示の義務化、それからあとはCO₂に関しては、私もまだきちんと理解し切れていなくて、もしかしてFITの電気はCO₂が全電源平均だというお話があったりしますもので、どういう形で表示していくのかというのをもう一度細かく詰めて考えたいというふうに思っているんですけども、まずは電源構成の表示の義務化をお願いしたいなというふうに——方向性としてですけども、お願いしたいなというふうに思っています。

それから、最後にもう一つだけですけども、今後つくられていく電力・ガス監視等委員会でしたっけ、のことなんですけれども、広域機関のほうは「広域機関」という短い名前前で表現できるようになったんですけども、今度の委員会はとても長いので、しかも「等」なんて文字が入ったりしておりますもので、みんなが共通して使えるもうちょっと短い名称を考えていただきたい

いなというふうに思ったものです。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

山口さんに2件、広域機関の遠藤さんのほうに1件、質問がありますが、今お答えされますか。それでは、山口さんのほうからお願いいたします。

○山口オブザーバー

まず、最初のスマートメーターの件でございますけれども、今お話しいただいたとおりだとすれば、まことに不適切でございますので、各支社に再度徹底したいと思います。

ただ、ちょっと確認をさせて——改めてご説明申し上げたいことは、資料6-6の9ページにございますけれども、7月からスマートメーターの設置を希望する方にメーターを切りかえるというのは、いわゆるBルートを利用してHEMS等を設置される方々は、この7月からでございますが、そこにも記載してございますように、いわゆる小売事業者の切りかえをご希望される方につきましては来年の4月からということでございまして、現時点で小売事業者を切りかえるということを念頭に置いてスマートメーターの設置を早くつけてほしいということであれば、ここに書いてあるとおりなんで、ちょっとお答えはできないということでございますが、対応の仕方としてはまことに不適切だと思いますので、それは徹底したいと思います。

○辰巳委員

そういうことであれば、そのようにご説明をいただきたいなと思う。あなた1人のためだけに動けないなんていう発言は望ましくないというふうに思います。

○山口オブザーバー

それは、社内によく徹底したいというふうに思います。

それから、託送システムのほうでございますけれども、ご説明を申し上げたとおり、現状におきましては計画どおり進んでおります。そして、またある程度保守的に見た前提のもとでつくった計画がそのとおり進めば間に合うというものでございますので、全くこれが今の時点で万歳するような状況ではないということでもありますけれども、何せ規模も大きいものでございますので、システム間の連携の試験等を行ったときに、機能的にはオーケーでも性能的にちょっと不足があるとかということも起こらないとは限らないということを含めて、あらゆるリスクは我々としても考えて、もしそういうものが起きたときには、4月1日の時点でサービスできるレベルというのをある程度制限をするとか、例えば1カ月に受け入れられる処理量は何件であるとかというようなレベルのものでシステムサービスを始めるということになるんですが、それが受け入れられ

ていただけるかどうかということについて私どもは判断できないので、ぜひしかるべき場で状況をご説明申し上げますので、ご判断いただければという意味での対処方針でございます。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、遠藤さんのほうからお願いします。

○遠藤オブザーバー

理事長が途中退席しましたので、私のほうから先ほど辰巳さんからいただいたご質問にお答えさせていただきます。

まず最初は、自然変動電源に関して取り組みは何をやっているんだというようなことでよろしいですか。幾つかいろいろやっておりますけれども、1つは、自然変動電源がたくさん導入されたときに調整力が足りなくなる可能性がある。今は電力会社の中でエリアで閉じて周波数調整というのをやっているんですけれども、その機能が大量に再エネが入ったときに調整し切れなくなる可能性があるということで、連系線の能力を利用して隣のエリアの電力会社の調整力をうまく活用できないかというようなことを今考えています。そのための仕組みを……

○辰巳委員

すみません、それはよくわかっているんです。だから、その調整を確保するという意味での検討会をなさっているというのはわかっているんですけれども、自然変動電源というか、再生可能エネルギーを増大させようという方向の何か検討をなさっているのかということです。

○遠藤オブザーバー

そういう意味では、広域機関そのものが再エネを導入するための何かをやっているわけではないんですけれども、それを助けるようないろいろな仕組みをやっていると。先ほどの調整力の話もそうですし、再エネの限界を少しでも上げていくような、そういった取り組みです。

あとはいろいろな事業者の方が発電所の接続を申し込むことに対しても、電力会社だけでなく、今広域機関もそういった接続検討を受け付けておりますし、それからそういった発電事業者がたくさんふえてきそうだという見積もりができれば、電源募集をやると。電源募集プロセスというのを今やっておりますし、そういったことも取り組んで、そういった意味で助けていくような、そういった再エネの普及を支援していくようなことはやらせていただいております。

よろしいですか。

○辰巳委員

それが文字にはなっていないから……すみません。きょうのご説明の中では、そういうのをイメージできなかったんですが。すみません、わかりました。

○遠藤オブザーバー

すみません。

それからもう一点、再エネの監視ができているのかと。こういった電源の監視をしているのかというご質問があったと思うんですけども、来年の春から新しいシステムができたときには、今各電力会社で集めている中央給電指令所の情報は全てこの広域機関で把握できるようになりますので、全ての電源ではないんですけども、ある程度大型のメガソーラーとか、そういった発電所については広域機関のほうでも情報がわかるようになります。

それで、ただ、家庭用の小さな発電機とか、そこまでは実際にリアルタイムで収集しているわけではないので、そこまでは把握できないんですけども、基本的にはそういったものも予測の中でどのくらいの発電量しているかというのは把握するような仕組みにはなっているということでございます。

○辰巳委員

それは、今のこの画面でわかるようになるんですか。

○遠藤オブザーバー

はい。

○辰巳委員

わかりました。ありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして児玉オブザーバーからお願いいたします。

○児玉オブザーバー

本日もよろしくお願ひいたします。私のほうからは、3点ほどお願ひしたいことがございます。

1点目は、資料6-4です。論点の5の2ということで、小売営業に関するビジネスモデルのところでございます。ビジネスモデルについては前回もこの場で議論になりましたし、今回改めて整理をお示しいただいたことは、参入を検討している事業者としては非常にありがたいということでございます。

今回の自由化は、私が申すまでもなく、消費者に対して小売事業者が責任を持って供給をするということが前提ですし、電気自体が生活になくてはならない必需品であるというサービスでありますので、そういう特性上、事業者が消費者の皆さんにサービスを提供する場合には、しっかりと小売の登録をして行うという責任を持ってやるということだと思っております。

また、前回議論になりました業務委託のところですが、これも事業者が小売事業のライセンス

を持って、電事法で必要な対応の責任を負うということが明確になりましたので、非常によろしいのではないかと考えております。

また、今回お示しされた中で16ページです。新たなお示しされたもので媒介と取次ぎというパターンがまさに示されたわけでありますけれども、特に右の取次ぎについては、この図でいきますと、B社と需要家の間では小売供給契約というものを締結されるものの、電気自体の料金の設定権はA社にあって、B社はこれを取り次ぐこと。もうそのとおりだと思います。ですから、B社が電気の料金設定権を持つということは、事業を行って小売を行っているということですから、この際にはきっちりライセンス取りましょうねという、この整理は非常に整理ができていいなというふうに思った次第です。

ただ1点、この後いろいろな営業活動とか、いろいろな先回ご指摘いただいたようなブランド力のある方々というのがいろいろな形でビジネスモデルをつくってくると想定される中では、この部分というのは消費者の皆さんには非常にわかりづらい部分になりがちですから、要らぬ誤解を消費者の皆さんが生まないように、ここでも言われているようなガイドラインというのは常にアップデートされていくということをお願いしたいというのが1点目でございます。

本当いろいろな考え方が出てきちゃうということで整理が非常に大変だとは思いますが、これは規制機関における監視と言っちゃ大げさですが、市場監視というのは非常に重要になってくるというふうに思っていますので、ここはぜひお願いしたいということでございます。

2点目は、F I T電源の表示ルールということで、論点の5の3番です。資料では22ページ以降でございますが、これも前回からの継続事案ではございますけれども、F I Tの表現を明確に記載できるということも非常にいいことだと思いますし、基本的には消費者の皆さんにもお伝えできるということは賛成なんです。このF I T電気の後に再エネや太陽光といった具体的な表現ができる一方、この括弧の後の表記方法については、当然事業者側が留意するのは大前提なんです。消費者の皆さんに括弧の中の後がどう書いてあるかとか、どういうふうに書いてあるのがよくて、どういうふうに書いてあるのがだめかというのは、先回のリテラシーのお話にもありましたから、なかなかわかりづらいんじゃないのかなと思っています。

ですので、この点についても、くどいようですが、消費者の皆さんがわかりやすいように説明したり、案内をできるようにお願いできればなと思っています。

また、この3点セットのうちのF I T制度の説明の表示のところですが、先ほどもうちょっとわかりやすい方法を検討しますということではありましたけれども、もう少し消費者の皆さんが見ても平易なというか、わかりやすい案文をぜひご検討いただければな。大分やわらかくなっ

たとは思っていますけれども、まだわかりやすいとは言いがたいのではないかなと勝手ながらに思っておりますので、ぜひお願いしますと。

3点目、最後になりますが、資料6-6のところ、小売の全面自由化に向けた検証についてということで論点の7番目でございますが、この第三段階の検証ということで、自由化の促進するというところでうたわれておりますが、これは市場のみならず、いろいろな課題が先ほどから申し上げたようなものからあると思っておりますので、その折々に小売事業者の立場というのもぜひ都度聞いていただけるような検証の仕方になっていただけると幸いかなと思っている次第でございます。

非常に多岐にわたる論点をいろいろと的確に整理いただきまして、ここまできょう最終回を迎えるということでございますが、皆様のご尽力に非常に感謝をすると同時に、非常に期待をしておりますので、ぜひ引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして稲垣委員からお願いいたします。

○稲垣委員

電源構成の開示、それからその義務化に関する件なんですけれども、この件については辰巳委員から、ぜひこの回でというお話もありましたが、私は継続して精力的に今後も検討を進めて、なるべくよい意見、開示の仕方を、あるいは義務化の当否に関してきちんとした結論を得るように努力して、関係者が努力することにとどめるべきだというふうに思います。今の段階では、

そういった意見なんです、というのは、やっときょうの資料でさまざまな消費者側の意見がこのレジュメの中に寄せられてだんだんわかってきました。この問題を議論するときには、その報告書は供給者と電源を消費者が選択できるようにするという報告書からこの議論は始まっているわけなんですけれども、それにしても全体の例えば法制度とか、それから技術的な制約とか、現実的な制約の中でこの報告書の目的を実現するということがまず必要なんだと思うんです。それが報告書の求める内容に足りなければ、さらに技術的な可能性とか法制度の問題を検討していくという段階が次に来るんだと思う。

今の状況を考えると、ここでの課題、つまり義務化の問題に先立つ、まず電源開示の義務化については、この資料6-4の消費者の意見がたくさん載せられているところを読んでみると、いつ開示するのか、それから何を開示するのか、それからどういう方法によるのかということにつ

いてもいろいろな意見があるように思うんです。

例えば、いつというのは契約のときにというのが多いわけですがけれども、それ以前にもやってほしいとか、それから何をについては、私のところで買う電気が何によってどういう方法で発電されたのかということを知りたいんだ、示すべきなんだとか、あるいは前年度に供給事業者が、つまり販売者が取引をした相手方の事業者がどういう電源構成で発電をしていたのかという事実を知りたいんだとか、さまざまなんです。

それから、どういう方法でということについても、取引のときにですから、取引条件として取引上の説明として、きちんとすべきなんだと。それを義務化しろというご意見もあるし、それからふだんインターネットで、つまり取引に入る前の段階からさまざまなことを知らせてほしいと。そういうことでいろいろな意見があるようです。

それを我々が議論するときに、論点はいつ何をどういう方法でということで大体わかってきたんですけれども、整理する必要があるあって、我々は法の制約のもとでどういうふうな方法、ことができるのかという議論、検討も非常に大事だと思うんです。

この法の問題というのは、例えば今一番思いつくのは、きょうオブザーバー来ておられるのでぜひ検討に入っていただきたいというふうに思うんですけれども、消費者庁の消費者契約法なんです。消費者基本法で消費者は単純な保護の対象ではもうなくなって、自立的に自分たちが主体的に検討できる立場、検討する立場になった責任もあるし、能力もあると。ない能力については情報量についても補充するというところでこの説明の問題出てくるわけですがけれども、それとの関係で消費者契約法では、特に民法以上に重要な事実についてきちんと説明をしろとか、それから虚偽を述べた場合についての効果です。取引の例えば取り消しができるとか、そうした効果をあえて法で規定しているわけです。

ということは、この説明の内容も、これ多分これだけ議論するだけで重要な事実になるわけで、それをできもしないのに、これをやりますということで勝手に議論を進めて、こちら電気事業法だから義務化するということになれば、消費者契約法の運用に非常に困難を来すことになるだろう。

逆に、できるのにやらないということになれば、これもまた問題なので、特に消費者契約法との整合性とか、そうしたこと、つまり特に電源構成の取引の際における通知とか説明、これが消費者契約法上の重要な事実、あるいは虚偽にならないための要件って一体何なんだと。これは技術的にプールの議論がありますので、稲垣が取引するときに、営業者から買うときに、稲垣がコンセントにつないで、こちらに来る電気というのは一体何によって発電されたのかということを知りたい消費者にとって、これは原発ですとか太陽光ですと説明したら、これは虚偽になるんじ

やないかと私は思うんです。

こうしたことが消費者契約法との関係でもきちんと整理できるのか。こういうことをきちんと——まあ、今消費者契約法の問題だけやりましたけれども、さまざまな法規制の問題がありますので、ぜひ消費者庁も入ってもらって、まずニーズ、それからコンプライアンス上の制約の範囲、それから技術的な可能性、できることとできないことをはっきり峻別する。そして、その制約のもとで、いつ何をどういう方法で議論をやるのかと。方法での議論するとき、取引に際しての説明、あるいは取引メニューへの記載という方法もあるけれども、例えば一般的な企業情報の開示という方法もあるわけです。

だから、さまざまな方法があると思いますので、ぜひそこは自立した消費者と、それから事業者との間で建設的な意見を出して、お知恵もいただきながら検討を進めていってほしいというふうに思います。

というわけで、きょうこの場で決めろという意見もありましたけれども……あつ、誤解ですか。そうは求めないということですね。失礼しました。私の誤解ですけれども、とにかく時間をかけてきちんと議論をしていってほしいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、前田委員からお願いいたします。

○前田委員

ありがとうございます。2点申し上げたいと思います。

1点目につきましては、先ほど児玉さんのほうからビジネスモデルのお話がございまして、その同じ件でございます。児玉さんと同じようなことを言っていることなのか、反対のことを言っているのか、またご判断いただきたいと思うんですけれども、それから意見というよりはどちらかというところ確認に近いかもしれませんし、私の理解不足のせいであつたらお許しをいただきたいと思うんですけれども、先ほど来お話もありましたように、小売という立場から言いますと、これからいろいろな形のビジネスモデルが出てきて、これは小売の業者がそういったことも含めて競っていくということについては、私ども非常に賛成するところがございますので、このあたりを広くとっていただくということについては異論はございません。ここも小売の工夫のしどころだというふうに思っております。

一方で、これもご説明の中にもございましたけれども、私どもが言うことじゃないかもしれませんが、政策論としての需要家保護というのは大事な観点だと思いますし、それから私どもとい

たしましても契約の関係とか、それから権利、義務が輻輳するというのは、これは何とか避けたいと、こういうふうに思うわけでございまして、そういった点で、先ほども児玉さんがご指摘のあった資料6-4の16ページのところが今回新たに資料として追加されてきて、媒介、それから取次ぎという、こういうイメージが今回示されておりますが、特に右側のほうの取次ぎのところが、これは一見しますと、真ん中におりますB社は小売ライセンスがないけれども、小売の供給契約の当事者になっていると。こういう形になってございますので、この形態というのが果たして需要家保護という観点、あるいは契約の輻輳を防ぐべきというような観点の中で、実際にいけるものなのかどうなのか。これは素直な疑問としてどうなんでしょうと、こういうふうに思うわけでございます。

多分、恐らくこれは本来の小売——本来というか、小売事業者であるA社とそれからB社との関係というのがほぼ一体関係といいますか、取次ぎという関係の中で同等というか、運命共同体的にみなせるということが多分前提になっているんじゃないかというふうに思いますけれども、そのあたりの担保の仕方というか、A社に対しては小売ライセンスを持っている事業者としての義務というところが課せられてくると思うんですけども、直接需要家に相対するB社というところがどういうふうになっているのかなとちょっと気になるなど。いけないかということじゃなくて、大丈夫かなというふうに思いますというところが1つでございます。

こういった面で、これからいろいろな形態が出てまいりますし、私どももそういうところに努力していきたいというふうに思っているところもありますが、事後的にこの問題が出てくるというのは必ず出てくると思いますので、こういった点の形態のあり方についての検討というのは、これも児玉さんが先ほどおっしゃったとおりですけれども、随時見直しということをしていただければというふうに思っております。

2点目でございますが、電源構成の開示の義務化の問題でございますが、これにつきましては、前回申し上げましたので、もう一回くどくどと申し上げませんが、私の立場としては前回申し上げたとおり、このあたりは事業者の創意工夫に委ねるということなんじゃないかなというふうに思います。ただ、今回お示しいただいたように、消費者の方からの声がこういうふうにありますということも、これって非常に重要な観点だというふうに思いますので、最終的には規制のあり方の問題ということだと思います。これも稲垣先生がご指摘あったように、このあたりはしっかりどういった形がいいのかということをおっしゃる方が納得できるような形でご議論いただければありがたいなというふうに思っておりますし、これも繰り返してくどくどと申しわけありませんが、その際につきましては、開示に係る手間、コストというのはできるだけ簡略していただくということをぜひ改めてお願いしておきたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、池田オブザーバーからお願いいたします。

○池田オブザーバー

大口自家発電施設者懇話会の池田と申します。よろしく申し上げます。

電源構成の開示につきましてです。前回のワーキングでも発言させていただきましたけれども、繰り返しとなりまして恐縮ですけれども、もう一度手短かに述べさせていただきます。

自家発電設備を所有する事業者の多くは、自家消費が主目的です。消費電力量に対しまして自家発電量は少ない場合が多く、不足分につきましては電力会社から購入電力で賄っています。

電力の自由化に伴い、今後は生産工程から発生する副生エネルギーなどの余剰分や発電設備の余力分を有効に利用して多く発電して発電事業者となることが考えられますが、生産工程の消費電力を含めて発電量をふやすことになりやすいため、販売電力分につきまして複数の燃料種がある場合につきましては厳密に燃料構成を示すことは技術的に困難と考えております。

したがって、電源構成の開示につきましては、完全義務化ではなく開示可能な発電事業者に限定した自由化扱いとし、開示につきましても、省エネ法の定期報告の記載と乖離がないよう、前年度実績をベースに明確でわかりやすいものにしたほうがよいかと考えております。

大口自家懇の場合、基本的に需要家側でありますけれども、供給者側となる場合もありますので、電源構成の開示につきましては、今後も議論させていただきたいというふうに考えております。

私からは、以上です。ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、星委員から申し上げます。

○星委員

ありがとうございます。電源開発の星でございます。

私からは、資料6-2、卸電力市場の活性化についてお話をさせていただきます。

電力システム改革の第2弾である小売の全面自由化まであと8カ月というところに来ています。その中で、資料6-2の28ページでしょうか。安永さんからもお話がありましたけれども、卸電力市場の活性化における各取り組みについて進捗がある中で、電源開発の電源の切り出しについては限定的な規模にとどまっており、課題があるとの指摘につきましては、一方の当事者として

重く受けとめなければいけないとと思っているところでございます。

同じ資料の30ページに、今後の論点といたしまして、例えば足下ではなく第2弾の切り出し量として現在とは異なる水準の拡大が必要であるとか、水力電源についても制約はあるものの切り出しに取り組むべきであるとか、あるいは自主的取り組みが表明されていなかった東京電力とも協議をしていくべしというような指摘がなされております。

当社といたしましては、これらの指摘を踏まえ、切り出し量の拡大に向け、これまで以上に取り組んでいきたいと思っています。

また、沖縄につきましては、29ページにありますように、切り出し電源の運用については沖縄電力と引き続き協議してまいります。一方で、実効性を伴う競争環境の整備と、これらを国が確認していくことについては、引き続きお願いをしたいと考えます。

あともう一点、資料6-7でございます。本ワーキンググループでこれまで検討してきた事項の今後の取り扱いについてでございます。

冒頭座長からもお話がありましたように、今回がこのワーキンググループの最終回ということございまして、事務局におかれましては、今回まで14回にわたって会議の運営及び論点の提示等のご尽力をいただいたことに感謝を申し上げます。

ワーキンググループは今回で最終となりますけれども、小売全面自由化まで、あるいはそれ以降の第3弾の電力システム改革の詳細設計については、まだまだ途中段階という認識でございます。そのような中で、これまでの検討結果を踏まえて詳細に取り決めがなされる、あるいは決めていかねばならない省令やガイドラインなどにつながるルール整備の検討、これは引き続き公平・透明な場におきまして、遅れることのないようしっかり進めていただきたいと思います。

また、この検討は、先ほどの資料6-7にありますように、新規制機関、エネ庁及び広域機関がそれぞれの役割に応じて進められると認識しておりますけれども、これらの検討体制の狭間のようなところに重要事項が落ち込むことがないようにしていただければと思います。

また、広域機関等に検討が預けられている案件につきましても、国がしっかり把握して、進捗や内容について検証するようお願いしたいと思います。

私からは、以上です。ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして松村委員からお願いいたします。

○松村委員

まず、資料6-2に関してです。「卸電力市場の活性化策について」というタイトルなのにも

かわらず、分析はかなり充実しているのですが、策のほうは何というか、これだけ時間がたってもこんなものかというような、若干残念。ただ、これに関しては、今回この委員会は最後ですので、これ以上深掘りするというのは無理だと思いますが、ここまで前半の分析でかなり問題があるということが明らかになってきたわけですから、これからできる委員会には物すごく期待していて、かなり強力な策というのをぜひとも打ち出してほしいなというふうに思っています。

それに関して、この資料から明らかだとは思いますが、一応一般電気事業者は限界費用で出しているという説明をいろいろな場で行っていると思うのですが、もし限界費用で出しているという説明を納得しているのだとすれば、あとはもう制度を変えないとどうしようもないという、そういうことだと思うのですが、必ずしもそういうふうにはなっていないということですから、事務局のほうは限界費用で出しているという説明に納得していないということですねということを確認させてください。

具体的に言うと、限界費用の水準自体というのについて見解の相違があるという可能性はありますが、それよりも限界費用で出すと言いながら、いろいろな制約というのを一般電気事業者さんは勝手に置いて、出す量を相当に制約されているはずですが、その制約というのには必ずしも説得力があると思っていないということですよ。少なくとも説得力のある制約を置いている事業者ばかりではないというふうに思っているから、だから問題だと思っておられるんですよということを確認させてください。

答えがイエスであれば返答不要、もし、いや、私たちは納得しているんですということであれば、もう少し詳しい説明をお願いします。

同じこと、取引所に関しても監視委員会が一応監視しているんだと思うのですが、取引所のほうでも、監視委員会のほうでも限界費用で出しているというのに納得しているのかどうかというようなこと、もし差し支えなければお答えをいただければと思います。

納得していない、必ずしも納得していないということであれば返答不要。納得している、あるいはそのようなことは存じていないということであれば回答をお願いします。

それから、次、具体策なんですけど、切り出しについては一応議論というのがされていて、前回お願いしたように、今まで対応したところも含めて出してくれということに関しては、ちゃんとやっていただいてありがとうございました。

これで、ごくわずかな量ではあるのだけれども、着実に進展している会社もあるということはここからはわかると思いますが、一方で現時点でゼロ回答という会社もいっぱいあるということがわかると思います。

その、この電力会社だけを特に取り上げるという意図ではないのですが、例えば四国電力と

というのは検討中ということで、ずっと論争が続いていたというか、需給がひっ迫して苦しいのだから出せないのですというようなことで、しかし、切り出したからといって電気が消えるわけじゃないのだから出せないというのはおかしいんじゃないかとかという押し問答があったのだけれども、納得はしていないのだけれども、そういう考え方があるということは一応一旦納得して需給のひっ迫が解消するまでは出せないということは一応わかったのですが、仮にそういうことで、例えば四国電力さんは自由化に間に合うような、この最後の委員会のタイミングでも、わずかな量の切り出しすら表明してくださらなかったということは、これはそのことを前提として需給が大幅に改善する。具体的に言えば、例えば伊方が再稼働するなどというような事態になったとすれば、当然この場で出さなかったということも踏まえて、相当な量を出していただけるんですよということを当然に期待しています。これは今までずっと繰り返して言ってきたところです。

数万などというようなみみっちい数字ではなくて、当然サブスタンシヤルな量が出てくるはずだし、数万などという量だと批判されるからというんで、ぎりぎり二桁にするように、10万ぎりぎりですとかという、そういう量ではなく、ちゃんと全うな切り出し量が出てくるんだと思っています。

もし、その段階でまだ出てくるものが数万だとか、10万ぎりぎりだとかということになったとすれば、もはや自主的な取り組みではもうほとんど無理だということが誰の目にも明らかになったということですから、どんなに遅くても、その段階では委員会のほう、新設される委員会のほうでちゃんと決断して、それなりの策、強制的な策というのもぜひ検討していただきたい。

具体的には両建て取引というのの強制、あるいは私自身は強く支持はしませんでしたけど、多くの方が支持した強制プールのようなこともきちんと検討し、その段階ではどんなに遅くともやっていただきたい。

もし、その段階でそのような手段というのが動かないということであれば、発足したばかりの委員会というのがスリーピングコミッティーだというふうに周りの人に思われてしまう。そのようなことは決してないように、新設される委員会というのには強く期待しています。

その関連で、ブロック取引の制約に関して取引所さんのほうから、積極的に検討はするけれども、費用の面だとか、いろいろな点でということをおっしゃった。ご意見はよくわかりますが、この点についてはぜひ前向きに検討していただきたい。どうしてなのかというと、ニーズとかということについて言うと、これが口実になって一定の量を出せませんというようなことを言わせないようにするというためにも、ぜひともこういう制約は解消していただきたい。ブロック入札ができない結果として量が制約されますなどというようなことは決してないんだというこ

とを明らかにするためにも、ぜひ前向きに検討していただきたい。現時点でニーズというのが少ないというのは、出す気がないからニーズが少ないということだけかもしれないが、ここが解消されれば、そのような言いわけというのでできなくなるという効果のことは、ぜひ考えてください。

次、資料6-3に関してです。

ここに関しては、市場分断に伴う値差の議論、先ほども取引所さんからご説明がありましたが、これに関しては現時点では事務局の提案は妥当だと思いますが、そもそもこの値差というのは取引所の収入としてもよいのかどうかというレベルから抜本的に考える必要があるのではないかと。特に送電線の利用に関して先着優先という考え方、当然抜本的に改められるべきだと思いますが、これが改められるタイミングでこの値差というのをどうするのかということを一體的に抜本的に考えていただきたいし、これはぜひ新設される委員会の最優先課題として、あるいは広域機関の最優先課題としてぜひ取り組んでいただきたいというふうに思います。

次、資料6-4に関してです。まず、低圧の託送料金に関してですが、現行のルールというのを前提として割引に関して微修正するという、こういうスタイルで始めるということがはっきり言われたということで、これは時間の制約からしてやむを得ないとは思いますが、私はとても残念です。とても残念だというのは、以前にも指摘していますが、これは極端に遠隔地に大規模発電所をつくって、これを大送電線で運んでくるというビジネスモデルに有利で、地産地消タイプのビジネスモデルに不利だというふうに私は思っています。

一方で、いろいろな案が出てきた中で固定費を割引くというのに対して大幅に割引くということをする、逆の懸念というのがあるということは林委員を初めとして多くの方の指摘というのは一応理解しました。

その意味で、逆の極端にしなかったということは、ある意味で利はあるのかもしれないのですが、この状態ずっと放置しておく、電気のプロであり、一番合理的な提案ができる一般電気事業者にとずっと有利な状況というのがこのままデフォルトで続いてしまうということになると、本当にいつまでもたっても改善されないのではないかと。逆に地産地消に極端に有利という格好にして、そこから合理的な提案が出てこなければ、いつまでも遠隔地型のところ、すごく不利になりますよということをする、本当に必死になって合理的な案を出してくれるんじゃないかということを考えれば、私は逆の極端に触れるということだって、それなりに利があると思います。いつまでもたってもこのまま直らないということになったとすれば、そのようなことも考えてみる価値は十分あるのではないかと思います。

次、開示義務に関しては、前回までと私は意見が変わっていないので、もう追加して言うこと

はありませんが、もし採用するとすれば、義務化を採用するとすれば、6-4のスライド45にある案には反対です。反対だというのは、これは義務化するものとしては、さすがにちょっと緩過ぎるのではないかと。緩過ぎるというのは、例えば火力という格好で一本化するのではなくて、火力の内訳ぐらい出す。例えば、前年実績とかということだとすると内訳ぐらいは出せるんじゃないかと思うし、それはさすがに消費者知りたいことなんじゃないかと思います。

あるいはその他に関しても、例えば取引所取引というのと、それ以外を分けるぐらいのことは大きなコストなしにできると思いますから、これぐらいはデフォルトにしてもいいのではないかと思います。

その上で、さらに消費者が求めているものというのはどのレベルなのかということを考えていくということをして、さらに細かくする。しかし、さらに細かくすると、今度経営情報だとかという問題が出てくるとかという、そういう問題で詰めるときには難しい問題はあると思いますが、この程度のことはもし義務化するんならやってもいいのではないかと思います。

一方で、消費者が本当にこういう開示義務というのを求めているのかというのは真剣に考えていただきたい。例えば、そんなことは絶対ないと思いますが、極端なことを言うと、例えば中国電力さんが100の電気を発電し、そのうち90を自分の小売用に使い、10を取引所に売るという、仮にそういう状況だったとします。そうすると、中国電力さんの90というのは自社の発電分というのの割合という格好で出てきて、恐らく消費者の求める情報にはなるんでしょう。しかし、仮に、そんなこと絶対しないと思いますが、中国電力さんが10だけじゃなくて、90全部、もう一旦取引所に売って、小売部門が全部買い戻すという、こういうことをしたとすると、調達はというと100%取引所と、こういうことになったとして、そういう情報って本当に消費者が求めているんですか。だからといって、じゃ取引所、ひもつきでは決してないんで、ではひもつきでここにということは、もう物理的に無理なんで、無理だし、改革の理念にも反すると思うので、それはできないんです。そうすると、そういう類いの情報って本当に求めているんでしょうか。もし、そうだとすると、本当は小売事業者の情報なんじゃなくて、同じ持株会社の下にいる発電事業者、発電事業部門の発電割合とかというの、むしろそっちのほうを知りたいんじゃないですかというようなことだとすると、同じ資本のもとにある、あるいは少なくとも同じ法人のもとにあるような発電のところはきちんと開示してくださいとか、その程度のことでいいんじゃないでしょうかというようなこと、本当に消費者は何を求めているのかというのを考えた上で、もし開示義務というのを導入するんだとすれば、その求めているものの中の最小限というのでやっていただきたい。少なくとも取引所の取引でひもづけするとかというようなことはもう無理なんで、無理なことを要求して、もしやるとすれば本当に膨大なコストをかけてなどというように決まらな

らないように合理的な提案で本当に知りたいことというのを出てくれば、これから検討していく
ということをするばいいのだと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、圓尾委員お願いいたします。

○圓尾委員

ありがとうございます。

資料6-2について、前回申し上げたことは繰り返しません。57ページの「発電・小売部門の
独立性の向上」のところだけコメントをしておきます。規制業種で自由化が進んでいくというこ
とは、企業を監視・評価するという行為が規制当局から資本市場に移っていく大きな流れなのだ
と思いますが、そういう意味で、これは非常に大事なポイントだと思います。電力各社さんから
すると「大きなお世話」というペーパーでしょうが、資本市場に身を置く立場としては、非常に
大事なポイントだと思っております。

当然、発電部門と小売部門とで抱えるリスクは違いますし、アセットの大きさも違いますし、
性格の異なるビジネスですから、市場が理解しやすいようにセグメントで分けて開示していく、
将来のビジネスの方向性を説明していく、結果に対しても説明することは非常に大事で、こうい
ったことが将来的には調達コスト等にも跳ね返ってくると理解していただければいいと思います。

それから、資料6-4の託送料金の割引制度について、特段こうしてくれという点はないので
すが、松村先生も触れられた地域の区分けの話で、これが以前テーマになったとき私が申し上げ
たのは、低圧の発電を上位系統を使わずに低圧のお客さんが使うというようなことを想定した、
いわゆる(2)についてです。設備の利用実績に応じての考え方で、松村先生もおっしゃったよ
うに、遠くの低圧系統に電源をくっつけて、近くの低圧系統から電気を使うというような、実質
的に上位系統を使っているじゃないかと思われるケースが割引対象になると本末転倒なので、な
るべく細かい単位で見べき、ということを私は申し上げた記憶があります。

ただ、今回先行して導入する従来型の延長線にある潮流改善に関しての割引については、必ず
しもそれと同じ区分けの単位じゃなくてもいいんじゃないかと思っています。どういう区分けが
効果的なのかは、この2つのポイントで違うということもあり得ると思いますので、必ずしも完
全に一致するという前提で区分けを詰めていく必要はないと思っています。

それから、電源構成の義務化のところです。これも本当に前回言ったことと特段意見は変わっ
ていません。31ページにまとめられているように、義務化するということは、相応の規制理由が

必要になるというのは当たり前のことだと思いますし、消費者のニーズを満たすということであれば、私は義務化の理由にはならないと思います。今回たくさん消費者の意見を上げていただいたので全部見ましたけれども、「なるほど、これだと義務化するが必要ある」と納得した意見は1件もありませんでした。全く意見は変わっていません。

それから、資料6-6のスマートメーターのところです。さっき辰巳さんが触れられたところです。来年4月から希望するお客さんに対する優先的な取りつけを各社取り組んでいただけたということだと思いますが、4月から自由化がスタートするので、取り付けが4月からということになると4月1日から電力会社を切りかえたいのに間に合わない、という人がたくさん出てくると思います。前倒しを可能であれば各社で検討していただきたい。というお願いです。

それから、最後に東電さんからあったプレゼンに関してです。当然第三段階の取り組みを前倒しでやられたことが大変なのは非常にわかりますし、その取り組みを評価しなきゃいけないと思います。一方で、4月1日から全面自由化になるということは以前から決まっていることですし、他社はそれに対して万全に取り組むという約束を出されているわけですから、幾ら大変な理由があるといっても、私は言い訳なしだと思います。「対処方針を示してください」というのは企業の責任ある書き方とは私には見えません。何が何でも4月1日に間に合わせるということを大前提にぜひ頑張っていたいただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、林委員からお願いします。

○林委員

最終回ということで、事務局初め、関係者の方々に深く感謝の意をまず最初に表したいと思います。どうもありがとうございました。

それで、最後ということで、私も思い残すことなく、いろいろ思いを伝えておきたいと思うんですけども、まず1つが資料6-6の38ページになると思うんですけども、私も以前のこの委員会の場でも申し上げましたけれども、広域機関と一般電気事業者の中央給電指令所との関係ということなんですけれども、どうしても日本は地震などの自然災害が非常に多いですし、例えばエリア内の例えば地震、エリアをまたいだ大きな地震があったときに、どうやって需給をちゃんと調整するかということは今後しっかりとシステム等並びに人との連携もしっかりやっていただきたいな。

極端な例でいきますと、例えば、全エリアの中給と広域機関とで例えば広域な地震を想定した、

例えばある場所のエリアをまたぐ地震を想定した訓練とか、そういう広域訓練みたいなことをちゃんとシステムと人との連携をしっかりと、あらゆる想定をした上で、どれくらいの停電が起きて、どれくらい最小化できるかということをやちゃんと人を訓練しておかないと、なってからでは大変だということで、ぜひそこは前々から私申し上げますけれども、ぜひよろしくお願ひします。強靱な広域的電力ネットワークをぜひ構築していただきたいということが1つでございます。

あと2つ目なんですけれども、広域機関のほうでも書かれていますけれども、デマンドレスポンスとかネガワットの話がありますけれども、容量市場の話が以前あったと思います。ご承知のとおり、ドイツなんかは容量リザーブの話なんかちょっと出る中で、電源が多い日本という国で、今後どうやって調整力とか予備力を確保するかという話というのは、ぜひ今後検討していかなければいけないと。スマートメーターなどで消費のほうがだんだん見える化していく中で、本当に資源の少ない日本があるべき姿という、世界に冠たる日本の電力システムをどうやって構築するかということは、ぜひ今後検討をどこかでしていただきたいですし、広域機関並びに関係のエリアの電力事業者さんとぜひ頑張っていたいただきたいというのがございます。

あと今度続きまして電源の構成開示の義務化なんですけれども、前回私が消費者団体の方からどういうコメントがあるかということで、今回も私も見させていただいたんですけれども、ポイントは——すみません。さっき、多分これ2つに分かれていると思ひまして、消費者の知りたいという欲求と事業者さんのほうの工夫してビジネスで頑張りたいというところがちょっとガチンコをしているということで、ここはかなりいろいろ大変だと思いますけれども、1点申し上げておきたいのは、電気という質というのはどういうことかということをもう一度私なりにご理解——理解というか、説明させていただきたいと思うんですけれども、例えばハンバーガーがあるとします。ハンバーガーというのは、例えばよく原材料という話を先ほど辰巳さんからされていますけれども、例えばハンバーガーと考える場合、パンはどこどこでつくったもの、例えば挽肉はどこどこ製、レタスはどこどこ製と口に入るまでの経路がパスがはっきり見えますよね。ですけれども、電気という材はご承知のとおり、例えば簡単に言うと電力ネットワークに、例えば簡単な例で言いますと、2つの会社しか世の中にないと。例えば片方は再エネ100%の会社、片方は火力100%の会社としたときに、自分の家に届く電気というのは必ずまぎります。ですから、幾ら再エネのものを、そこに小売に買ったとしても、物理的に届くものは必ずまぎるということだけは事実としてご理解いただきたいと思っています。

今後どうするかというのは、今後議論されるということにお任せしたいと思ひますけれども、物理的なものの電気の質というものだけは揺るぎないということで、物理的なものは変わらない

ということだけのご理解いただいた上で、今後いろいろな方々の中での議論を進めていただきたいと思いますと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして谷口委員からお願いいたします。

○谷口委員

ありがとうございます。

時間の関係もあろうかと思いますので、ポイントを絞って発言させていただきたいと思いますが、私からは資料6-2、6-4、6-6について5点発言させてください。

まず、資料6-2の卸電力市場の活性化策についてですけれども、こちらの資料の4ページの評価のところにもございますとおり、電力会社さんの自主的取り組み成果もあって、過去と比べると取引量が伸びてきたということはありがたいと思っております、さらなる取り組みに期待しているところでございます。

一方で、電力市場全体から見ると、依然1.5%の流動性ということで十分な水準と言える状況ではありませんので、流動性向上対策が必要だというように認識してございます。

来年4月に控えた全面自由化において小売事業者が電源調達手段を充実させる、小売事業者にとっての電源調達手段が充実することを通じて、より多くの消費者にメリットが享受できるような環境を整備するという観点から卸電力取引所の流動性向上策を含めた卸電力市場の活性化が極めて重要であるということで、こちらの資料の57、先ほどから触れられている論点でもございますが、電力会社小売部門と発電部門の部門別収支の実施、透明化であるとか、原子力発電の再稼働後の卸電気事業者の火力及び水力の電源の切り出しなど制度的な措置も含めて早期に検討を進めて、対策を講じていただきたいと思います。

続きまして、資料6-4に関して申し上げます。

こちらについては2点ございまして、1つ目は最初の託送料金の割引制度についてでございます。

今回の料金算定において、事業者の立場からすると、特に事業への影響が大きい近接性評価を行う対象地域の見直しのところが関心事項となります。今回の見直しに当たりましては、2ページが一番下にもございますとおり、地域設定の考え方の適正性は託送料金の認可プロセスの中で審査するということになっておりますが、これまでの地域設定の考え方との整合性であるとか将来の見通しについても十分考慮いただいた上で、需要地に近いエリアに電源があることで潮流改

善効果があるということを適切に評価した上で実施いただくことを要望します。

また、現状の近接性評価地域が対象外ということになる場合においては、評価基準や考え方の合理性を審査いただくとともに、一定の経過措置など事業の継続性ということに配慮した対策についてもご検討をお願いできればと思います。

この資料の2つ目でございます。これも先ほど議論にございました小売営業に関するビジネスモデルの件です。

この資料は、事務局からの資料説明の際にもございました16ページのところに新たに取次ぎとか媒介のイメージが追加されているという状況でございますが、例えば、取次ぎのイメージを見た場合、先ほど前田委員からも引用がございましたが、B社はB社の名前で需要家と小売供給契約を行うために、需要家にはA社が見えづらくなる。一方で、電気事業法上、A社が苦情受け付けをするということになりますので、こういったことをどう担保するかというような観点であったり、例えば19ページの一番下に名義変更に関する記述が引用されておりますが、こういった扱いが一般の家庭用に提供する場合と法人向けに提供する場合で、法人向けに提供した場合に解釈が広義に解釈され過ぎて本来の趣旨が満たされないのではないかというようなこともございます。事業者が具体的なビジネスモデルを検討する上でこういったさまざまな課題が出てきますので、こちらの資料にもありますように、よりきめ細かな詳細なガイドラインをつくることで、事業者がしっかりビジネスモデルを早期に準備できるような取り組みをお願いできればと思います。

最後、資料6-6についてでございます。

こちら全面自由化に向けた検証の進め方に関して、P 9、10のスマートメーターの導入、それからP 41、42にあります送配電部門のスイッチング対応関連システムがありますので、この2点について最後に述べさせていただきます。

まず、P 9にあるスマートメーターの導入についてですけれども、こちらについては先ほど話題にも出ましたとおり、4月以降の小売事業者の切りかえを希望する需要家に対してであるとか、HEMS、Bルートを利用したいお客様が導入してほしいということに対しては速やかに対応していくということで表明いただいております。しかし、先ほど東京電力さんからは状況についてご説明ございましたが、電力各社さんのほうも来年4月に向けた準備が順調に進んでいるということを確認していただきたいと思っておりますし、特に来年4月の前後においては切りかえに向けた申し込みというのが多いかと思っております。これらの切りかえ手続がスムーズに進むように早い段階からの対応準備をお願いいたします。

また、42ページの送配電部門のスイッチング対応関連システムにおきましては、東京電力さんのほうから非常に逼迫しているというご説明がございましたが、我々のように全国を対象に事業

を行っている立場からしますと、一エリアでも足並みがそろわないというのはお客様や事業者に対する混乱を招く懸念がございます。大変な状況であるということは認識いたしましたが、工程の見直しであったり、要員・体制の強化等によって小売事業者のスイッチング手続が他エリア同様に実施できるような対応をお願いいたします。

また、電力各社の状況を見ますと、先ほど瀧本委員のほうから切羽詰まっていないということで少し安心したところがございますが、資料の中には「トラブルが発生しない前提で」とか、「現在の進捗であれば」といったようなスケジュール遅延に対する心配を誘起するような表現が幾つか見受けられます。こういったスケジュールが遅延されることによって事業者との接続試験の期間が十分とれないというようなことにならないように万全の対策をとっていただくとともに、国や広域機関におきましても、各電力会社さんの取り組みをしっかりと検証、フォローいただいて、来年4月のスムーズな全面自由化を迎えられるようにしていただきたいということを要望いたします。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして沖委員お願いいたします。

○沖委員

それでは、4つほど意見とお願いのほうをお願いします。

資料6-1の、これは費用負担のガイドラインのところの17ページにあります空き容量、情報の公開の考え方なんですけど、これは別紙の6-1(2)にもある同じようなものなんですけれども、この開示の中で特別高圧に関しての熱容量については開示いたしますということで、これについては開示したことによって負担金が発生する場合に負担をお願いするということになっているんですけど、注2)なんですけれども、熱容量以外の安定度については、とりあえずいろいろと公開は難しいので、公表については各それぞれの個別にというお話が出ているんですけど、これについてちょっとお願いがあるんですけど、実はこの二、三年前だとこのような状況で話をして個別というのは、まあまあ、普通あったんですけども、最近ですけれども、実は事前相談をやっているときに、既に熱容量は全然あるんですけども、いきなり回答の中で、安定度で無理ですという回答を最近ちょこちょこ我々は受けています。そういう話を受けるということは、実際にもう既に安定度、系統の安定度、あるいは電圧の問題もあると思うんですけど、そういった事例が出てきているということが現実にあるということを1つお願いしたいと。

既にガイドラインでもこうやりたいということで案はもう出ているので、改めてこう書いては

しいというところまでは言わないんですけども、実際に今どんどん系統が物すごくきつくなっていると。実際にお話ししますと、東電さんの中で茨城県のほうなんですけれども、これ特高の27万の系統で那珂変電所の系統なんですけど、実はもう安定度的にもうツケヤの系統が非常に——まあ、太陽光が中心なんですけれども、非常にきつくなっているという話で、我々としては全然容量があるのにもかかわらず、いきなり安定度です言われてびっくりしたんですが、そういう意味では、もう既にここはもうだめよというのも実際にあるということを確認しましたので、ガイドラインは別にして、書ける範囲で結構なんですけど、ここは安定度的にはだめというのは、もう不安定だとか、例えばやや安定とか、安定とか、そういった部分を書けるものであったらお願いしたいというのが1点ございます。

これを実際に公開するしないで、例えば安定度について言ってくれなかったもので、それについての負担金は払わないとか、そういうことでは全然ないので、その辺をご理解いただいて、我々もスピーディーにそういうところ、諦めがつくのが早いとか、そういうことをお願いしたいと思っています。

それから、2つ目ですが、これ6-2の資料です。活性化について1点だけお願いします。

30ページにあります電発さんの件なんですけど、水力の件を今触れておりますが、水力については非常に問題が多くて、これからいろいろと検討していきたいという話が出ておりますが、先ほど星さんから積極的にやらせていただきたいということで我々としては大変期待したいんですけども、実際のところ、電発さんの水力なんですけど、ほとんど貯水池式の大きな発電所なんですけれども、これは提案なんですけど、実際には年間の契約をするということになると、恐らく今の電力会社さんとの案分の形になるので非常に難しいと思うんです。実際貯水池式というのは、ほとんど運用は全て、運転は全て電力会社さんが自分たちの需給のバランスを考えながらやっておられるのと、それから資料にもありますように、給電指令、周波数調整に使ったりとか、揚水を兼ねているものも結構あるので、そういう意味では非常に難しいというのは我々よくわかっているんで、これは1つの提案なんですけど、切り口として例えば期間限定にすると。例えば豊水期でほとんど出っ放しのような時期には切り出しとして、例えばある期間、例えば平日の昼間だけとかといったようなところでの需給をいただくとか、あるいは先渡しのところの一部市場に出してもらったものを買い取るとか、そういったようなことの工夫をしながら少しずつ結構ですので、電発さんの水力についても工夫をすれば少しずつ出るんじゃないかなということを提案としてお願いしたいというのが2つ目の提案でございます。

それから、同じ資料の46ページの限界コストの件なんですけど、実は46ページの各社のいろいろな限界費用の考え方が書いてあるんですけども、この下の47ページもパターンがいろいろあ

て、パターン①とパターン②の違いは何かというと、例えば石油火力の部分を出しますよというのが47ページにあるんですが、その中に需要変動リスクを一部価格に反映している会社とない会社ってあるんです。これは上の46ページに需要変動リスク1社みたいなのところもございませけれども、実際に需要変動リスクというのは予備力の中に本来入っているべきものだという議論はまず1つあると思うんです。そういう意味で言うと、こういう発想で一応決めるというのも1つのアイデアではあるんですが、一般的に考えると、ちょっと違和感があるという点から考えても、明らかに統一することができる内容であると思うんです。そういう意味では、限界コストについては、これからある程度の部分、最低限これだけの出し方をしてほしいというベースラインをつくっていただくということをこれから実際に札を出す中で統一をしていただくような動きをぜひやってほしいというのが限界コストのお話になっております。

それから、資料6-3ですが、先ほどJEPXさんからありました14ページです。市場間値差収益の件なんですが、実はほかの委員の方もありましたけれども、この収益は実は収益でないというお話が指摘あったと思うんですけれども、我々から言わすと、そもそもこの値差が出るのは分断しているときです。主にその分断はFCの分断によるものだというふうに我々は経験上間違いないと思っているんですが、我々はその分断によって、例えば必ず分断することによって買側のほうは高くなるんです、絶対。そのために、その費用を我々が負担していると。それはそれでそういったFCの状況だから仕方がないんですが、よくよく我々はなぜ分断をさせられているかという話なんですが、そもそもマージンで60万kWの部分安定度のためにあけてあるわけです。60万あけながら分断を我々は強要していると。つまり、分断によって我々が高い電気を買っている部分は、60万kWの間をあける、いわゆる安定のための代償として払っているわけです。

そういう意味で考えると、今後の対応の選択肢の中にあるように、どちらを選ぶかというのは、我々にすると、もう明白に市場参加者がある意味そういった代償を払ってまで分断を強要していると考えれば、いわゆる選択肢2だろうと。やはり還元いただくならば、市場参加者が全体で還元していただくのが本当でないかなというのが我々の自然といたしますか、考え方になると思うので、収益については、できることといたしますか、今までいろいろな積み上げがあったと思うんですけれども、例えば、この19億円についても、例えば完全に税金を払って——今9億円税金を払っているんです。最終的に24億円の収入のうち、9億円税金を払って15億円の経常利益が最後出ているというのが今のJEPXさんの前年度のPLになっているんですけれども。これ実は、税金を払うというそのものも、実は何が19億円だったというふうに考えると、事前にそういうものは何かどこかに処理すべきものではないかなというふうに考えてもおかしくないような気がするんです。だから、原因を考えながら、実はその部分を早くどういうふうに処理するかという

部分を先に進めていただきたいというのが我々の希望でございます。

それから、最後に6-7の、これから先どういう取り扱いをしていくかという話なんですが、このような監視等委員会をつくっていただく、大変ありがたいし、我々にはこれについては期待しているんですが、お願いの1つなんですけれども、今このワーキングが終わります。いろいろな市場の監視をたくさんやっただきまして、我々もいろいろなデータをいただいたり、指摘をいただいて大変ありがたかったんですけれども、このワーキングが終わった後、監視の委員会ができるまでの間、この間というのが実は空白になってほしくない。つまり、この間にいろいろな出来事が市場で起きていると思うんですが、その部分の監視を途切れることなく続けていただきたいというのが実はお願いでして、実はことしの7月の下旬からずっと分断が実際起きています。その中で急に売札が減っているような事象が実際に数日見られています。なぜ減っているのかとか、なぜそれによって分断が続いているのかとか、いろいろな事象について、我々も実は知りたいことがたくさんあります。ただし、それをリアルタイムに聞くことができないのが今の現状になっています。

ですから、できるだけそういうことの監視についても、我々の問い合わせに対しても答えていただくような、そういう監視が常にできるような形を期待したいということで、引き続き監視委員会ができるまでの間もそういった体制が続くように切に願うということでもよろしくお願いいたします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。関連質問ですか。

○林委員

はい。今沖委員から値差の話で選択肢2という話があったんですけれども、私は逆に選択肢1だと思っていました。連系線のマージンの話があって、十分でないことに対する話で集めたお金を選択肢1で実際連系線容量とか、そこに戻すべきだというのがネットワークの考え方だと思いますので、私は選択肢2に対しては反対ということだけお伝えしておきます。

○横山座長

松村委員。

○松村委員

すみません、全く同じ意見なんです。沖委員のおっしゃっていることを私は理解できなかった。もしご主張を続けるのであれば、もう少しわかりやすく後日とかに教えていただきたいんですが、何でマージンの話と関係してくるのかというのがさっぱりわからない。さっぱりわか

らないというのは、確かにマージンが全部開放されていれば分断量は減ったんでしょうけれども、それでも同じ問題は起きるわけです。もし、この投資、FCの容量がもっと多かったとすれば、そもそも起きなかったわけです。そうだとすると、この集めたお金をFCの投資に使うべきだという意見だとすると、とてもよくわかるんですけども、全体の手数料を下げべきだというのは理屈として少なくとも私は理解できなかったのも、もしご主張を続けるのであれば、もう少し理屈がわかるように、今すぐ答えていただかなくてもいいので、また後日ぜひお願いします。

○横山座長

では、今時間の関係もありますので、簡単に。

○沖委員

正解はちょっと言えないのですけれども、実は19億円という数字があるのですけれども、実際にはFCをつくるため、増強するための費用というのはマスタープランにもありましたけれども、キロワットで大体20万円ぐらいですから、例えば30万つくるにしても数百億円かかるわけです。そういう意味でいくと、例えば10億円毎年積み立てたとしても、確かに足しにはなるのですけれども、それだけで20年、30年かかる金額だと。果たして、それをずっと30年我々積み立てて待つのかなという、そういう現実のそういう時間感覚でいくと、果たしてそれが適正な現実的な話のかなというふうに最初僕は思ったんです。そういう意味では、理論としては非常にすっきりするのですけれども、現実的に本当にそれが正しいのかなと。でも、現実的に今マージンのお話をちょっと出したのは不適切だったかもしれませんけれども、そういう意味でいくと、ある程度の部分は実際に市場に参加している者に還元されてもいいのではないかというふうに考えたいというふうに、今とりあえずはお答えしておきます。

○横山座長

わかりました。ありがとうございました。

それでは、時間も押してまいりましたけれども、次は中野委員、野田委員というふうに行きたいと思いますが、松村委員から限界費用の話にいろいろご質問があり、また先ほど沖委員からも限界費用の話がありましたので、何かコメントありましたら、それも含めていただければというふうに思います。

○中野委員

東北電力の中野でございます。

限界費用の件については後ほどということで、私からは資料6-5、供給計画・需給計画に関して2点コメントさせていただきます。

1点目は供給計画・需給計画の策定についてでございます。

今回、様式、要領、ガイドラインを事務局のほうから提示いただきました。ただ、いずれ、今後ライセンス制ごとにこの供給計画というのは策定していただくということになります。全ての事業者が安定供給にかかわる責務というものを認識していただいて、確度の高い計画を策定することで、より正確な電力需給の見通しを知り得ることができるということで安定供給に資するものと考えております。

我々一般電気事業者としまして、今後ライセンス制ということで発電事業者、小売事業者として適切な計画を策定しつつ、一般送配電事業者としては他社を含む発電・小売事業者から提出される需給バランスをもとに長期から年間、それから日々までの各段階において適切なバランスが保たれているかどうかを正しく把握、評価することでエリアの安定供給を確保しつつ、そして広域機関によりまして全国の安定供給の確保につなげてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ精度の、確度の高い計画を策定していただきたいというお願いでございます。

それから、次に資料6-5の2ページになりますけれども、新たに追加される調整力確保計画に関しましてお話をさせていただきたいと思っております。

調整電源の確保の必要性についてでございます。これは先ほど林委員のほうからもお話がありましたけれども、今後一般送配電事業者は、調整力の確保にかかわる計画を策定することになりますけれども、その前提というのは、将来にわたり調整力としての機能を有する電源などが設置されること、そして、その電源などが一般送配電事業者による需給運用に調整力として参加していただくことが必要になります。電源の建設につきましては長期にわたるものでありますことから、調整力を確実に確保できる仕組みについても今後適切な場で検討する必要があると考えております。

先ほど林委員のほうからお話があったとおりでございまして、私からもお願いをしたいと思います。

私からは、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、野田委員お願いいたします。

○野田委員

野田でございます。

系統情報の公表の考え方といただいたご意見について述べさせていただきたいと思っております。

系統情報の公表に際しては、従前より公安上の必要なものに対するセキュリティの確保が留意点として挙げられております。これは電力に限らず、昨今の情報化時代における情報管理の流れ

だと考えております。

さらに、今後サミット開催などに伴う国賓の来日であるとか、東京オリンピックの開催など、これからも電力保安への留意が重要となる場面があるかと思えます。我々一般送配電事業者といたしましては、今回改定されるガイドラインに沿って特別高圧以上の送変電設備に関して、系統図面上の空き容量を公開するに際しまして、このような公安面にも留意しながら適切に対処してまいりたいと思っております。

また、「系統情報の公表の考え方」には広域機関における情報公表に関するものも書いてあります。地域基幹系の潮流など、広域機関では、より重要な情報を取り扱っていただくこととなりますので、公安上の必要なものに対するセキュリティにも十分にご留意いただき、必要な方に必要な情報を適切にお示ししていただくことが大切ではないかと思っております。

それから、需要地近接性評価割引に関して、谷口委員から既存割引対象発電所に対する経過措置についてご意見をいただきました。私どもといたしましては、以前この場で説明させていただいたとおり、経過措置は設定しない前提で今回の申請をさせていただければと思っております。

なお、仮に経過措置を設定する場合には、その費用をどのように回収するのかについて、その他の系統利用者の皆様に追加的なご負担が生じ得るという観点も含めて議論していただく必要があると考えております。

また、谷口委員からシステムの開発状況についてもご意見をいただきました。システム開発につきましては、予期せぬ事態が生じるリスクはつきものであると思っておりますけれども、システム開発の進捗に関しては、定期的にチェックを行っておりまして、チェックの時点で遅れが判明した場合には、対策を即座に講じておりますので、現時点では報告にあるように、来春に新システム利用を開始できると考えております。

最後に、沖委員から空き容量の公開について、熱容量以外についても開示してほしいというご意見をいただきました。資料にも書いてありますとおり、送電可能量は熱容量だけでなく、電圧面、系統安定度制約、あるいは接続される発電機の性能や接続方法によって変わります。したがって、それらを考慮した値を出すのは一概には難しいという実態もご理解いただければと思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大橋委員お願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

数点申し上げたいと思うんですけども、まず資料6-2に関してですが、卸市場の分析がご
ざいます。提言というふうに書かれているところというのは、恐らく監視機関、今後引き継いで
いく上でそういうことを提言されているのかなというふうに思っているんですけども、今後も
監視機関で政策判断に資するためのこうした基礎的な定量的分析というものを提供していくとい
うことは非常に重要なだろうというふうに思います。

今回、丁寧に見ると若干結論が主観的に染まっているかなと思うところもあり、また政策的方
向性を志向した結論みたいなものも見られますけれども、これはこの政策推進機関でやられると、
そういうふうなことになってもおかしくないですけども、今後は中立機関でやるので、そうい
う意味で言うと、客観的な、まずそうしたモニタリングの話と、あとそれを踏まえた政策の話と
いうのはきちんと分けて議論されるべきだと。

願わくば年次モニタリングレポートみたいなので、ぜひつくっていただきたいと思っていま
す。ほかの機関でも結構海外で見られると思うんですけども、ぜひそうした専門的な機関にな
っていただけることを強く望んでおります。

次に、資料6-4に関してのビジネスモデルに関して、私が思っていることと、あと懸念して
いることについて若干申し上げさせていただければと思います。

小売の全面自由化というのは、基本的に顧客が自由にメニューとか会社を選択できるというふ
うなことだということだと理解していますが、ビジネスモデルという観点で考えると、これは顧
客の移動を、顧客をいかに移動させないかということが基本的にビジネスモデルの根幹だとい
うふうに理解をしています。

現在、ポイントとか携帯とか、いろいろな形で提携——何で提携しているかというのと、いか
に顧客を得て、それをスイッチさせないでつかんでおくかということが基本的にポイントになっ
ていると。

基本的なアイデアは私が勝手に予想しているだけですけども、結局スイッチングコストの高
いところへサービスを寄せていくというか、バンドルしていくというのは基本的な流れになっ
ていくのかなというふうに思います。それで、今の過程というのはスイッチングコストが高いもの
を探している探索過程なんだというふうに私は思っています。

その中で若干懸念しているのは、一括受電の話であります。前回も申し上げたんですが、住宅
の選択というのは、ある意味非常にスイッチングコストが高いものであって、これ例えば重点事
項説明のときに電力料金聞いたって、もはや、それを理由にして住居を変えるということはある
得ないと思うんです。そうすると、不当に高い契約を飲まざるを得ないような状況というのが仮

にでも将来生じ得ないとは限らないし、実際可能だと思うんです。

そういう意味で言うと、本当は私が望んでいるのは一括受電については小売のライセンスを取得させるというぐらいのことを私はやってもいいんじゃないかというふうに個人的には思います。それが可能かどうかというのは前回議論になったと思いますが、ただ、きめ細やかにかとかという非常に抽象的なことをおっしゃる方、意見が多かったですけれども、基本的にそういうふうなところをしっかりと見ていかないといけないし、場合によっては制度的な手当てというのは極めて重要なのかなというふうに思います。

それが2点目です。

3点目なんですが、メニュー別のCO₂排出係数のやつとか、あるいは電源開示もそうなんですけれども、これは販売する電気についてというふうな感じで議論されているところがあると思うんですが、ただ、これ実態問題として、どうしてこういうふうなことを消費者に情報提供することが重要かという、これは実態的には投資なんです。そうした消費者が選んだ電源種別であるとか、あるいはCO₂の低い、そうした電気のメニューに消費者がプレミアムを乗せた価格を払うことによって、2年、3年後のそうした電源を育てていくというのが基本的なアイデアのはずだと思います。

そういう意味で言うと、今買っている電気というふうなことを先ほど林先生とかもおっしゃったように難しいかもしれませんが、ただ、そうした投資だという観点で見れば、ある意味ある程度の年数のレンジで見てやってもいいんじゃないかと。そういうふうに考えれば、CO₂の排出係数であれば、温対法に基づいたもので見せても——まあ、前年か、前々年か、その程度のずれは出てきちゃいますけれども、ただ、それが軌道に乗れば、基本的には今買っている電気とほぼ近似的に議論することは可能になるので、そういう意味で言うと、最初の出発当初は若干ずれが——ずれというか、不満は残りますけれども、制度として、情報というか——の確実な情報をきちんと提示していただくという観点からすれば、そうした現在ある法律に基づいた形の提供というのが重要なのかなというふうに思いました。

それが2点目です。

3点目は、これはもう皆さんがおっしゃったんで、あえてつけ加える必要はないですが、資料6-3の14ページ目は、これ見て結構驚いたということです。値差が市場に入っちゃうんだという、純粹に驚いたということでございます。基本的に選択肢の案——私、この選択肢の案もよくわからないんですけども、基本的には混雑が生じている原因があるはずで、その原因を解消するためにこの値差の部分の収益をどう充てていくのか。それは投資だという考え方もあるかもしれませんが、もし誰かがそこを抑えているのであれば、立ち退き料みたいな感じで使う

という考え方もあるのかもしれませんが、いずれにしたって、そのボトルネックに対しての使うというのは基本的な考え方のはずだろうというふうに思います。

以上でございます。ありがとうございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、続きまして村上オブザーバーお願いいたします。

○村上オブザーバー

時間が押している中、申しわけありませんが、簡単にお話をさせていただきます。

1つ目は、一般電気事業者の取り組み姿勢について松村委員からお話がありましたので、あえて取引所の宣伝も兼ねて話をさせていただきますと、私ども取引所におきましても、学識経験者5名から成る市場取引監視委員会及び市場取引検証特別委員会というものを設けておりまして、一般電気事業者の自主的取り組みについての検証を行っております。そうしたエッセンスにつきましては、私どものホームページでも四半期に一遍公表しておりますので、ごらんいただきたいというふうに思いますが、中立者が構成する委員会においては、その取り組みについては必ずしも全て納得できるというわけではないという考えであるというふうに聞いております。

すなわち、一般電気事業者の全体のマクロ的な分析を見ますと、事務局資料のとおりであるというふうに言えるんですが、各社では取り組み姿勢に濃淡がありまして、全体でのよしあしという判断という理解ではないのかと。いわゆるよしあしという判断ではないという話だというふうに聞いております。

それが1点です。

2つ目、買いのブロックのお話がありまして、これは先ほど私が発言したとおりなんですが、取引所としてはしっかりと検討はさせていただきます。

ただ、売ブロックを導入した場合も、いろいろな意味で議論がありましたので、これに買いが加わるという話になりますと、市場のシステム的な問題、あるいは市場の価格の理解の問題、いろいろな点から皆様に納得していただけるような解決策を見出していかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、しっかり議論はさせていただきたいというふうに思います。

あと値差の話、その後いろいろ出ましたが、これにつきましては先ほど私が発言したとおりでございます。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、瀧本委員からお願いいたします。

○瀧本委員

2回目ですが、すみません。

きょうは卸電力市場の活性化につきまして、かなり多数ご意見を頂戴したかと思っております。電源の太宗を今の一般電気事業者持っているということで我々に対する期待だというふうには思っているところでございます。24年11月に自主的取り組みを表明してから、ご承知のような需給状況の中でも最大限の取り組みを実施してきたというふうには思っておりまして、きょうの資料でも、総じてみれば、一定の評価というのはいただけているというふうに思っているところでございます。

一方、増加のほう、タマ出し等、取引量の増加も頭打ち傾向にあるというような表現もあったんですが、これも逆に言うと、頑張っているところで、天井に張りついているというようなところもご認識いただいているんじゃないかというふうに思います。道半ばというところだということでございます。

需給状況の改善については従来申し上げているようなことで、原子力について安全確保は大前提ですけども、これの再稼働に努めてまいる所存ではございますけれども、今の段階では、そこそこやらせていただいているというふうに思っております。

課題をいろいろ頂戴しまして、今回も書いている。例えば限界費用ベース、これが各社で統一なのかどうか。これも私どもも他社様のことは存じ上げないので、どれがどれかというのも、実際この箱はどこの会社かというのも私もわからないで言っているわけではありますけれども、こういう一定の成果はあるという中で、たちまちこれを統一するとかどうか、こういう段階ではないというふうには思っております。また、これは別のステージの話かなというふうに思っているところであります。

それから、あと電源開発さんの切り出しの話も幾つかございまして、水力とか、もうちょっと範囲を広げるとか、こんな話もありましたけれども、現実的な路線としては、これも私は技術屋じゃないんで申しわけないんですけども、運用面で相対的に問題が少ないというのは火力だろうと思います。こういったものが先決なのかなというふうに感じた次第であります。

それから、発電と小売の独立みたいなお話がありましたけれども、これは圓尾さんからおっしゃったように、資本市場はどう見ているよという見方のときは、恐らく分離しているほうがポジティブに見えますよというご示唆だったんだろうとか、そのものだったんですけども、これは各社が経営上の問題として、どういう道を選ぶのかということに尽きるのかなというふうに思っておりまして、卸活性化ということもありますけれども、全体で考えていくべき課題と我々も

認識しているところでございます。

いずれにしても、いろいろミクロのところではこれがベストだとか、そういう議論はできると思いますが、最終的には今回のシステム改革の最終ゴールと言いますのは、やはりお客様というか、最終電気を使っている方がどう評価されるかということで、これは古今東西変わらないんですが、安定して電気をお届けできているのか。そして、コストも十分リーズナブルになっているか。この2つがいつの世もついて回るといふふうに考えてございまして、ここら辺パッケージでトータルで考えていくべきだといふふうに改めて思いをいたしたところでございます。

ちょうど最終回ということで感想も含めて述べさせていただきました。すみません、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、辰巳委員どうぞ。

○辰巳委員

すみません、何度も。確認をしたかったんです。先ほど山口オブザーバーがスマートメーターへの切りかえの話で、HEMS等をつける方には順次やっていくけれども、小売の切りかえの場合は4月というふうにおっしゃったんです。私はさっき言っていた人、江東に住む人に、きょうこういう話だったと返事をしなきゃいけない、確認なんですけれども、この資料6-6の9ページにはそういうふうには全く書いてなくて、私も順次希望があれば承りますというふうに今までの委員会の中で理解してきたもので、4月にならないと切りかえてもらえないというふうにはなかったというふうに思います。

それで、先ほどそのようにお返事あったというふうにちょっと理解したもので、もう一度この9ページの横棒が書いている3番目のところの文章から、どこに4月じゃないと変わらないといふふうに書いているのかというのをもう一度お示しいただきたいと思いました。

以上です。

○横山座長

では、山口さんのほうからお願いいたします。

○山口オブザーバー

真ん中のところに「小売全面自由化後、電気の小売事業者の切り替えを希望する需要家に対しては」と書いてあるのがその意味だということなんですが、先ほどご意見があったとおり、4月というよりは受け付けは3月から始めますので、その段階からスマートメーターのご希望の方に取り付ける工事が始まるということでございます。

○辰巳委員

すみません、この文章の流れではそういうふうに書いているというふうには思えないんですけども、自由化後に切りかえを希望するというふうには、これはかかってくるというふうには思っているんですけども。

○山口オブザーバー

自由化……。書かれた方のご趣旨はわかりませんが、私どもの取り組みという意味でご説明をさせていただくと、まず7月からHEMS等をご利用されるBルート希望される方については、既にこれはもう対応はさせていただいています。

スイッチングして切りかえを希望される方につきましては、来年の3月から託送部門として受け付けて対応して、4月からは切りかえができるような形に持っていきたいということでありませ

○辰巳委員

今初めてその3月から受け付けるというお話をお聞きしたんですけども、今までそういうお話はありましたっけ。

○山口オブザーバー

今まで公式に言ったか確かではありませんが、全体のスケジュールといえますか、少なくとも来年の4月1日から需要……

○辰巳委員

遅滞なく。

○○山口オブザーバー

ええ。まずは切りかえる方の情報を提供できるようにすると。それから、3月1日からは託送部門として申し込み受け付けをするということを一応前提にして今スケジュールを組んでいるということでございます。ただ、申しわけありませんけれども、公式に言っているかどうか、確認できていません。

○横山座長

また後で。

では、野田委員。

○野田委員

スマートメーターの設置時期につきましては、託送供給等約款の認可が今年12月末見込みになっていますので、来年1月以降には小売電気事業者の切り替えを希望する需要家の受付を開始し、その後、できるところから順番にスマートメーターを設置していくということになるのか

と思います。

システムが運用開始できる時期と小売電気事業者の切り替えを希望する需要家の受付開始の時期とが少しずれていますけれども、実施のスケジュールはこのようになるかと思っております。

○山口オブザーバー

大きくは確かにそういうことなんですけど、今私どもが考えているという意味でスケジュールを申し上げますと、12月の末で託送料金の話が決定した以降、1月から切りかえをご希望される方についての情報は提供申し上げます。

もちろん、切りかえられる方は、新電力さん等への申し込みがそこで多分入ると思うんですが、実際に私どもが託送部門として正式に申し込みを受ける時期としては、一応今のところ3月ということ考えているということです。

○辰巳委員

すみません、しつこくて。

その3月というのは需要家の側から直接東電さんに言ってもいいというお話があったと思うんですけども、それはよろしいんですね。

○山口オブザーバー

ええ、それはそうです。

○辰巳委員

3月から受け付けるということでお返事しておけばよろしいですか。

○山口オブザーバー

ええ、正式には3月からの予定であります。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、大分時間が過ぎましたけれども、きょうは最終回ですので、皆さんにできるだけご発言したいことを言っていたらこうと思ひまして、ちょっと長引いておりますが……。では、松村委員から簡単に。

○松村委員

ごめんなさい。これ最後ですよ。今ちょっと混乱しているような気がして、僕東電さんの回答が大丈夫かなという気がするの、文章で何らかの形を出していただけないでしょうか。こういうことを言ったじゃないかというのを後から言うと、何かすごく混乱するので。

○横山座長

後で事務局のほうから回答させていただきたいというふうに思います。

それでは、今回が最後ですので皆さんから一言ということで思ったんですけれども、もう皆さん大分思いを、最後の思いを伝えていただきましたけれども、きょうは祓川さんのほうから何もご発言なかったんで、もし最後祓川さんのほうからご感想も含め、何かありましたら簡単に。

○祓川オブザーバー

一言だけ申し上げますと、義務化の議論がございまして、私、いろいろな電気に色がないとか、いろいろ難しいとか、いろいろな意見はございましたが、特に稲垣先生のご意見が大変拝聴するにふさわしいと思ったのですけれども、基本的に消費者の皆様が義務化かどうかは別として開示をお願いしているということに対して謙虚に我々として対応していくというのが筋じゃないかなと。また、対応できることに限界があるとしたら、消費者の皆様にもそこら辺を理解いただくというようなことで進めていくのが何となく筋として正しいのではないかと思った次第です。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

一応全員の方にご発言いただいたということで、それでは、事務局のほうから幾つかご回答がありますので、よろしく願いいたします。

○安永調整官

すみません、遅くまで本当にありがとうございます。

松村先生から卸市場の活性化のところで、限界費用で出しているというふうに認識をしているのかどうかといったことについてご指摘をいただきました。私どもは限界費用というものを定義しておりません関係で、限界費用で出していますということをそれをそのまま限界費用と認識をしているということになってしまうんですけれども、ただ、その内容に幅があるということは、資料6-2の46ページにもお示しさせていただいておりでありまして、この限界費用の捉え方に大分幅があると。それから、各電源の限界費用と供給力全体の平均的な限界費用みたいなものに捉え方に差があるということ、ここについては、もっと研究というか、取引活性化のためにここを分析して、何らかの改善につなげていく余地があるんじゃないかと。

それから、先生から制約についてのご指摘もありましたけれども、制約は限界費用の定義というよりは、予備力を確保した上で、それを超える部分を市場に出すという自主的取り組みの枠組みの中で、予備力の捉え方について、これは別の回にも分析しましたけれども、大分差があるということでございます。

ちょっと趣旨が違いますか。

○松村委員

ごめんなさい。予備力だけじゃなくて、ほかにもいろいろな制約というのをやっていますよね。

○安永調整官

はい。

○松村委員

それについて言っているんですけども。

○安永調整官

それはいろいろな制約があるということを表明はされておまして、その制約というものの妥当性の分析というのは今後もしていく必要があるということは先生のご指摘のとおりというふうを考えております。

それから、これは前田委員、それから谷口委員から少しご指摘がありましたビジネスモデルのところの資料6-4の16ページ、ちょっと補足をさせていただきますが、取次ぎのイメージがこれで大丈夫なのかというご指摘を若干いただきました。ちょっと誤解があるといけないと思ひまして補足でございますけれども、この資料6-4の16ページの右側の取次ぎ契約、小売供給契約というのは完全に独立して存在するものではなくて、その下に自己の名で他人の計算において法律行為をするという解説をしておりますので、これは見玉オブザーバーが正しくご説明をされましたように、料金はA社で、だけども供給するときの名前はB社が自分の名前で供給すると、こういうもので、それぞれ完全に独立して存在すると、むしろそれは不適切な事例ということになってしまうんですけども、ここは一体のものであるということが前提ということを補足をさせていただきます。

それから、先ほどのスマートメーターの件は改めて整理をさせていただきます、最終回ということなので、例えばこのワーキンググループの議事概要などを載せるホームページなどで少し整理したものを何らかお示ししたいと思いますけれども、これまで私どもお示しをしてきておりますのは、1月から切りかえを希望する需要家の受け付けを開始するというスケジュールをお示ししておりますので、需要家の方が申し込んでいくというのは基本的にはそこから発生するというところでございます。

実際にそれで工事がいつ始まるかというのは、またちょっと別の話で、逆にそれから先ほどの資料上は4月からというのは、これは確かにいつから工事が始まるかということ余り精緻に考えずに、とりあえず自由化始まったら、当然切りかえは優先的にやるんだよということを言っておりますので、これは厳密にいつから始まるかということは精緻に考えずにつくっている資料でございますけれども、一応自由化後ということが書いてあるということで……。すみません、ご説明ちょっと足りないかもしれませんけれども、以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議論のまとめをさせていただきたいと思うんですけども、この資料3の論点リストに基づきましてやりたいと思います。まず論点2の電力系統の増強・敷設に係る発電事業者の費用負担に関するガイドライン等につきましては、これは特段ご意見がなかったというふうに思います。したがって、パブリックコメントなど必要な手続を進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、3番の卸市場の活性化策ということでございますが、これは本日もいろいろご意見をいただきました。本日の指摘を踏まえて、引き続き検討を進めていきたいというふうに思います。

それから、4番、指定法人化につきましても、3番の卸市場の活性化策と同様でございます。

それから、5番の論点の小売全面自由化に係る詳細制度設計については、これはたくさんいろいろな項目につきましてご意見をいただきました。(1)番の託送料金の割引制度につきましては、先ほどありました報告事項ということで、もう既に約款の提出時期が迫っているということで、これはこのまま進めさせていただく報告事項ということでございます。

(2)番の小売営業に関するビジネスモデルにつきましては、本日もいろいろご意見いただきました。大橋委員からもご意見いただきました。そういう意味で、本日のご指摘を踏まえて進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、(3)番のFIT制度の交付金の交付を受けた再エネの表示ルール、これにつきましては特段ご反対はなかったというふうに思います。パブリックコメント等必要な手続を進めさせていただきたいというふうに思います。

それから、電源構成開示の義務化でございますが、これはもうたくさんご意見いただきましたので、これは引き続きしかるべき場所に議論の場を改めて設定をして、今後も引き続き議論をさせていただきたいというふうに思います。

それから、(5)番の電源構成を供給する電気の特性として販売する際の説明ルール、それからその他の説明ルールにつきましても、本日の指摘を踏まえて進めさせていただきたいというふうに思います。

6番の小売全面自由化の供給計画・需給計画につきましては、特段ご意見がありませんでしたので、今後パブリックコメント等に手続を進めさせていただきたいと思います。

7番の小売全面自由化に向けた検証の進め方でございますが、これにつきましても引き続き議論をさせていただきたいと。きょうたくさんご意見いただいておりますので、しかるべき場所に

議論の場を設定させていただきまして、引き続き議論をさせていただきたいというふうに思います。

ということで、きょう活発にご議論いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、きょう最後でございますので、電力・ガス事業部長の多田さんより、一言ご挨拶をいただきたいというふうに思います。

○多田電力・ガス事業部長

それでは、最後でございますので、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

本日もこんなに遅い時間まで精力的にご議論いただきまして、まことにありがとうございます。

もう時間過ぎていきますので、私、簡単にしたいと思いますが、今回の制度設計のワーキンググループの議論、一言で言いますと、法案の第1弾、第2弾、第3弾と、こういった法案の過程をずっと見守っていただきながら、そしてその制度をつくる部分、第2弾の法案を出すために必要な部分をしっかりと詰めていく。そして、第3弾の法案を出していくために必要な部分を詰めていく。同時に、第1弾の施行後の状況もしっかりと見ていくというやり方。それに加えて、関係者の皆さん勢ぞろいしていただいて、お考えが違ふ、異なる見方といったものもさまざま正面からぶつけていただいて、そしてまた専門的な検討が必要なものについては、また別のスイッチング支援システムなどと、外の方々にさまざまなご協力をいただいてこの場で報告をしていただいて、そこにまた注文をしていく。いろいろな意味である大きな制度設計をしていく政策の企画の立案をしていくという意味で、私ども口幅ったいですけれども政策企画立案の新しいイノベーションといった形をこの場がモデルケースとしてつくり上げていただいたのではないかと、こういうふうにも実感をしていただいております。

きょうもまだまださまざまな指摘をいただきました。そして、これから実際に法の施行を迎える来年の4月に向けて準備をしていかなければいけないこと、まだ課題は山積でございます。空白期間が起きないように、引き続き資源エネルギー庁として、電力・ガス事業部として、このせっかくつくり上げていただいた制度をしっかりと魂を込めると。細部に宿るといったものについて最後までしっかりやっていくということをお誓い申し上げたいと思います。

今回最終回となりますけれども、これから引き続きさまざまな形で皆様方にはご協力を賜ることもあるかと思っておりますけれども、皆様とともにつくり上げた電力システム改革を成功させるよう、引き続きご協力をお願い申し上げます、そしてこれまでのご協力に心から感謝を申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。

本当にありがとうございました。

○横山座長

どうもありがとうございました。

これで最後でございますけれども、皆さんにおかれましては、電力システム改革委員会の後を受けまして2年間の長期にわたりましてご議論をいただきまして、本当にありがとうございました。

思い起こしますと……ちょっとすみません、あと1分、2分私に時間をください。私は交通整理ばかりで発言する機会は余りありませんでしたので。

電力システム改革委員会の後を受けまして、この詳細制度設計ワーキングで2年間にわたりましてご審議をいただいたわけですが、思い起こしますと、東日本大震災を受けまして、また太陽光や風力の再生可能エネルギーの大量導入という状況下で、この電力システムを改革していこうということで、国民の皆さんの利益の最大化、国民の皆さんに何が最適かというのをメインに電力の安定供給、そしていわゆるビジネスのチャンスの拡大やエネルギーセキュリティ等々、いろいろな視点からこのご議論をいただいたというふうに思っております。先ほど多田部長からお話がありましたように、さまざまな意見がここで闘わされまして、決められなかったこともたくさんございますけれども、きょうを迎えたということで、本当に皆さんのご苦勞に感謝申し上げたいというふうに思います。

なお、この委員会は報告書を出すというような委員会ではなく、法案の成立に合わせまして、いろいろな細かな、詳細な制度設計をリアルタイムと申しますか、いわゆる現在進行形で行ってきたということで、報告書のないワーキンググループだったということで、皆さんちょっと奇異な感じも持たれたのではと思っておりますけれども、お許しをいただきたいというふうに思います。

そういうことで、このワーキンググループで決めましたことを関係者の皆様に、今後ともしっかりと実現に向けて取り組んでいただきたいということをお願い申し上げまして終わりにしたいというふうに思います。本当に皆さん、2年間、どうもありがとうございました。

—了—

問い合わせ先

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部 電力・ガス改革推進室

電話：03-3580-0877

FAX：03-3580-0879